

琴平町地域防災計画

〔資料編〕

令和8年3月

目 次

【参考編】	1
1 条例、規則、要綱等	1
(1) 琴平町防災会議条例	1
(2) 琴平町災害対策本部条例	3
(3) 琴平町水防協議会条例	4
(4) 災害弔慰金の支給等に関する条例.....	5
(5) 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則.....	9
2 協定、覚書等	13
3 その他要領等	16
(1) 火災・災害等即報要領	16
(2) 災害報告取扱要領	38
(3) 琴平町防災会議委員	48
【資料編】	49
1 災害に関する記録等	51
(1) 過去における県下の主な風水害等一覧.....	51
(2) 過去における県下の主な地震一覧.....	57
2 防災上注意すべき区域等	60
(1) 河川重要水防区域	60
(2) ため池重要水防区域	60
(3) 土砂災害警戒区域一覧	61
(4) 山腹崩壊危険地区	62
(5) 崩壊土砂流出危険地区	62
(6) 洪水浸水想定区域図	63
(7) 浸水想定区域に位置する要配慮者利用施設一覧.....	65
(8) 土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設一覧.....	65
3 危険物等施設関係	66
(1) 一般取扱所	66
(2) 給油取扱所	66
(3) 地下タンク貯蔵所	66
(4) 屋内タンク貯蔵所	66
(5) 屋内貯蔵所	66
4 気象関係	67
(1) 水位、雨量観測所	67
(2) 震度観測点	67
(3) 気象庁震度階級関連解説表	68

資料編 目次

5	消防水防関係	72
	(1) 仲多度南部消防組合現勢	72
	(2) 消防団現勢	73
	(3) 消防水利の現況	73
6	通信施設関係	74
	(1) 香川県防災情報システム	74
	(2) 香川県防災行政無線施設	75
	(3) 町防災行政無線システム	76
	(4) 町防災無線通信施設	77
	(5) 香川県地方通信ルート	77
7	医療救護関係	78
	(1) 災害時の医療救護体制	78
	(2) 救護病院一覧表	79
	(3) DMA T指定病院・災害拠点病院・広域救護病院一覧	79
8	保健・衛生関係	80
	(1) 精神科医療機関	80
	(2) 一般廃棄物処理施設	82
	(3) 一般廃棄物収集運搬車両	83
	(4) 火葬場	83
9	交通・輸送関係	84
	(1) 緊急通行車両の標章及び確認証明書	84
	(2) 緊急輸送路	86
	(3) 緊急輸送路線確保計画	88
10	避難収容関係	89
	(1) 指定緊急避難場所一覧	89
	(2) 指定避難所一覧	90
11	備蓄・調達関係	91
	(1) 琴平町災害時緊急物資備蓄計画（令和7年11月）	91
	(2) 生活必需物資等の調達方法	100
12	防災ヘリコプター関係	101
	(1) 防災ヘリコプター用飛行場外離着陸場	101
	(2) 広域航空応援受援マニュアル	101
13	その他	105
	(1) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間	105
	(2) 被災者生活再建支援金の概要	109
	(3) 防災計画一覧表	111

【様式編】	113
1 様式第1号(被害状況報告書)	115
2 様式第2号(救助実施記録日計票)	118
3 様式第3号(被災者台帳)	119
4 様式第4号(被災証明書)	120
5 様式第5号(避難所設置及び収容状況)	122
6 様式第6号(救助の種目別物資受払状況)	123
7 様式第7号(被災者救出状況記録簿)	124
8 様式第8号(死体処理台帳)	125
9 様式第9号(埋葬台帳)	126
10 様式第10号(障害物除去の状況)	127
11 様式第11号(生業資金貸付台帳)	128
12 様式第12号(災害救助法による生業資金借入申込書)	129
13 様式第13号(炊出し供与状況)	130
14 様式第14号(食料現品給与簿)	131
15 様式第15号(炊出し用物品借用簿)	132
16 様式第16号(飲料水の供給簿)	133
17 様式第17号(物資購入(配分)計画表)	134
18 様式第18号(物資の供与状況)	135
19 様式第19号(救護班活動状況)	136
20 様式第20号(病院診療所医療実施状況)	137
21 様式第21号(助産台帳)	138
22 様式第22号(応急仮設住宅(入居)申込者名簿)	139
23 様式第23号(応急仮設住宅台帳)	140
24 様式第24号(住宅応急修理記録簿)	141
25 様式第25号(臨時雇上人夫勤務状況表)	142
26 様式第26号(派遣要請書)	143
27 様式第27号(撤収要請書)	144
28 様式第28号(輸送記録簿)	145
29 様式第29号(学用品購入(配分)計画表)	146
30 様式第30号(学位用品の給与状況)	147

資料編 目次

【参考編】

1 条例、規則、要綱等

(1) 琴平町防災会議条例

昭和 38 年 10 月 1 日

条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき琴平町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 琴平町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長は事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 香川県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 香川県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (3) 町長がその部内の職員のうちから指命する者
 - (4) 教育長
 - (5) 消防長及び消防団長
 - (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者
- 6 前項第 1 号については 2 名とし、第 2 号 1 名、第 3 号 5 名、第 6 号 3 名とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、香川県職員及び町職員並びに学識経験のある者の中から町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 24 日条例第 3 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

【参考編】 1 条例、規則、要綱等

附 則（平成 26 年 6 月 17 日条例第 11 号）
（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 琴平町災害対策本部条例

昭和 38 年 10 月 1 日

条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、琴平町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（次条において「本部員」という。）は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 9 日条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

【参考編】 1 条例、規則、要綱等

(3) 琴平町水防協議会条例

昭和 55 年 9 月 29 日
条例第 22 号

(総則)

第 1 条 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 34 条第 1 項の規定に基づき琴平町水防協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

第 2 条 協議会は、香川県琴平町役場内に置く。

(会務)

第 3 条 会長は、会務を総理し、会長に事故あるときは、会長の指名する委員がこれを代理する。

第 4 条 協議会は、会長が招集する。

第 5 条 協議会は、委員の半数以上が出席するのでなければ、議事を開き、議決することができない。

第 6 条 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(任期)

第 7 条 委員の任期は、2 年とする。

2 町長は、前項の委員が職務上適当でないとき、任期中でも解任又は解嘱することができる。

3 第 1 項の委員に、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第 8 条 協議会に、幹事及書記を置き、町長が命ずる。

幹事は、会長の指揮を受け庶務を整理し、書記は上司の命を受けて庶務に従事する。

(雑則)

第 9 条 前各条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 24 日条例第 3 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。(後略)

附 則 (平成 24 年 6 月 5 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

(4) 災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 63 年 9 月 27 日

条例第 14 号

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 災害弔慰金の支給 (第 3 条―第 8 条)
- 第 3 章 災害障害見舞金の支給 (第 9 条―第 11 条)
- 第 4 章 災害援護資金の貸付け (第 12 条―第 16 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風・豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- イ 配偶者
- ロ 子
- ハ 父母
- ニ 孫
- ホ 祖父母

【参考編】 1 条例、規則、要綱等

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病に掛かった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ハ 住居が半壊した場合 270万円

ニ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

ロ 住居が半壊した場合 170万円

ハ 住居が全壊した場合（ニの場合を除く。） 250万円

ニ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等の特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年（第7条第2項括弧書の場合5年）とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内の規則で定める率とする。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還することができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

【参考編】 1 条例、規則、要綱等

(規則への委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例(昭和 49 年琴平町条例第 23 号)は廃止する。

附 則 (平成 11 年 3 月 25 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 31 年 3 月 6 日条例第 3 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年 12 月 23 日条例第 25 号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

(5) 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 63 年 9 月 24 日

規則第 5 号

目

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 災害弔慰金の支給 (第 2 条・第 3 条)
- 第 3 章 災害障害見舞金の支給 (第 4 条・第 5 条)
- 第 4 章 災害援護資金の貸付け (第 6 条―第 18 条)
- 第 5 章 補則 (第 19 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 63 年 9 月 27 日琴平町条例第 14 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 町長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明者を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 町長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

【参考編】 1 条例、規則、要綱等

(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（様式第1号）を、町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書はその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(利率)

第7条 条例第14条第1項に規定する資金の利率は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

(調査)

第8条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第9条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（様式第2号）を借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書（様式第3号）を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第10条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書）（様式第4号）に資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）

の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて町長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第 11 条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第 12 条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第 13 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第 5 号）を町長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第 14 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第 6 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書（様式第 7 号）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認書（様式第 8 号）を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第 15 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（様式第 9 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第 10 号）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第 11 号）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第 16 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者は（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（様式第 12 号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書（様式第 13 号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（様式第 14 号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

【参考編】 1 条例、規則、要綱等

第 17 条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 18 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同が生じたときは、借受人は速やかにその旨を町長に氏名等変更届(様式第 15 号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第 5 章 補則

(その他)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續きについて必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則(昭和 49 年琴平町規則第 15 号)は廃止する。

附 則(平成 31 年 3 月 25 日規則第 3 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、適用しない。

附 則(令和元年 12 月 23 日規則第 27 号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 29 日規則第 7 号)

(施行期日)

- 1 この規則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の各規則に定める様式は、当分の間、使用することができる。

2 協定、覚書等

令和8年3月現在

番号	協定締結日	相手先	協定内容
1	昭和38年 7月27日	香川県警	災害対策基本法施行令第22条に基づく協定
2	昭和61年 12月1日	香川県内市町、事務組合	香川県消防相互応援協定書
3	平成6年 4月1日	香川県、県内市町、事務組合	香川県防災ヘリコプター応援協定
4	平成15年 12月1日	四国旅客鉄道㈱と県内9消防本部	鉄道災害時の安全対策に関する覚書
5	平成15年 12月25日	高松琴平電気鉄道㈱と県内5消防本部	鉄道災害時の安全対策に関する覚書
6	昭和49年 6月1日	中讃管内市町と仲多度南部、飯綾消防組合	中讃地区広域市町村圏消防相互応援協定
7	平成8年 10月4日	日本水道協会中国四国地方支部	日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱
8	平成10年 4月22日	日本水道協会香川県支部	日本水道協会香川県支部水道災害相互応援要綱
9	平成17年 7月5日	社団法人香川県宅地建物取引業協会	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書
10	平成19年 6月26日	香川県立琴平高等学校	非常災害時における避難所指定に伴う申し合わせ
11	平成19年 6月26日	香川県立農業大学校	非常災害時における避難所指定に伴う申し合わせ
12	平成19年 8月8日	四国コカ・コーラボトリング㈱	災害時における救援物資提供に関する協定書
13	平成20年 4月7日	西日本電信電話株式会社香川支店	災害時における西日本電信電話株式会社施設の利用に関する協定書
14	平成20年 7月1日	創価学会	大規模地震等の災害時における創価学会琴平文化会館施設の一部避難所使用に関する申し合わせ事項確認書
15	平成23年 11月1日	香川ペプシコーラ販売株式会社	災害時における救援物資提供に関する協定書
16	平成23年 11月15日	国土交通省四国地方整備局	災害時における情報交換及び支援に関する協定書
17	平成23年 11月22日	香川県	災害時の相互応援に関する協定書
18	平成26年 1月23日	四国電力㈱、四国電力送配電㈱	災害時の協力に関する協定書
19	平成26年 2月21日	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における物資供給に関する協定書

【参考編】 2 協定、覚書等

番号	協定締結日	相手先	協定内容
20	平成 26 年 4 月 3 日	仲多度南部医師会琴平町支部、 仲多度郡歯科医師会琴平町支部、 善通寺市仲多度郡薬剤師会、 仲多度南部消防組合消防本部	災害時の医療救護活動に関する協定
21	平成 27 年 7 月 1 日	琴平町内郵便局	災害発生時における琴平町と琴平町内郵便局の協力に関する協定
22	平成 29 年 4 月 1 日	香川県電気工事業工業組合	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書
23	平成 29 年 11 月 12 日	赤帽香川県軽自動車運送協同組合	災害時における物資等の輸送に関する協定書
24	平成 30 年 4 月 1 日	香川県広域水道企業団と 1 県 8 市 8 町	災害時の水道施設の復旧等に関する協定書
25	平成 30 年 4 月 1 日	社会福祉法人 琴平福祉事業団	災害時における要配慮者等の緊急受け入れに関する協定書
26	平成 30 年 4 月 1 日	社会福祉法人 慶生会	災害時における要配慮者等の緊急受け入れに関する協定
27	平成 30 年 4 月 1 日	社会福祉法人 琴平福祉事業団	災害時における要配慮者等の緊急受け入れに関する協定
28	平成 30 年 4 月 1 日	医療法人 慶昭会	災害時における要配慮者等の緊急受け入れに関する協定
29	令和 2 年 3 月 31 日	(株)福岡商会 琴平給油所	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書
30	令和 2 年 3 月 31 日	(有)竹内石油店	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書
31	令和 3 年 2 月 26 日	一般社団法人 香川県産業廃棄物 協会	災害時における廃棄物の処理等に関する協定書
32	令和 3 年 3 月 12 日	ナフコ	災害時における物資供給に関する協定書
33	令和 3 年 6 月 30 日	琴平町消防団 株式会社永和工業	琴平町消防団活動時の駐車場利用に関する覚書
34	令和 3 年 6 月 30 日	株式会社永和工業	大規模災害時における地域と事業所との支援協力に関する協定
35	令和 4 年 3 月 22 日	一般社団法人香川県キッチンカー 協会	災害時のキッチンカーによる炊出実施等に関する協定
36	令和 4 年 11 月 30 日	香川県トラック協会仲多度支部	災害時における物資等の輸送に関する協定書
37	令和 5 年 2 月 16 日	日産自動車株式会社 香川日産自動車株式会社 日産プリンス香川販売株式会社	電気自動車を活用した災害連携協定
39	令和 5 年 12 月 13 日	社会福祉法人 琴平町社会福祉協 議会	琴平町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書
40	令和 6 年 5 月 21 日	(株)アステイスハートショップ	災害時におけるストーマ用装具の供給及び保管等に関する協定書

【参考編】 2 協定、覚書等

番号	協定締結日	相手先	協定内容
41	令和6年 10月1日	公益社団法人日本下水道管路管理 業協会	災害時における復旧支援協力に関する協定 (災害により琴平町の下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援協力に関する協定)
42	令和6年 11月29日	琴平町建設業協会	災害時における応急対策業務の実施に関する協定書
43	令和6年 12月16日	宗教法人 金刀比羅宮	災害発生時における観光客等災害対策活動に関する協定書 (緊急避難広場)

3 その他要領等

(1) 火災・災害等即報要領

〔昭和 59 年 10 月 15 日〕
消防災第 267 号消防庁長官

改正 平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月消防応第 166 号、平成 24 年 5 月消防応第 111 号、平成 29 年 2 月消防応第 11 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号、令和 3 年 5 月消防応第 29 号、令和 5 年 5 月消防応第 55 号、令和 7 年 4 月消防応第 44 号、令和 7 年 12 月消防応第 78 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主とし

- て応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。
- (2) 「第2即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官

【参考編】 3 その他要領等

から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたものウ 自衛隊に災害派遣を要請したものの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d 特定違反對象物の火災

e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

b 空中消火を要請又は実施したもの

c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

a 航空機火災

b タンカー火災

c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの

d トンネル内車両火災

e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

【参考編】 3 その他要領等

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

- (イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
- (ウ) 特定事業所内の火災（(ア) 以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
- (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故

- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

【参考編】 3 その他要領等

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア 地震

(ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

(ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故((2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

- エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等
第2の1の(2)のエに同じ。
- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

- 死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの
- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
 - (2) バスの転落等による救急・救助事故
 - (3) ハイジャックによる救急・救助事故
 - (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
 - (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイからオまでのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

- (1) 火災種別
「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 消防活動状況
当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。
- (3) 救急・救助活動状況
報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入す

【参考編】 3 その他要領等

ること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

(オ) 覚知時の林野火災警報又は林野火災注意報の発令状況、対象区域内外

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第 1 号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府縣市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他											
出火場所												
出火日時 (覚知日時)	<table border="0"> <tr> <td>月 日 時 分</td> <td>(鎮 庄 日 時)</td> <td>(月 日 時 分)</td> </tr> <tr> <td>(月 日 時 分)</td> <td>鎮 火 日 時</td> <td>月 日 時 分</td> </tr> </table>	月 日 時 分	(鎮 庄 日 時)	(月 日 時 分)	(月 日 時 分)	鎮 火 日 時	月 日 時 分					
月 日 時 分	(鎮 庄 日 時)	(月 日 時 分)										
(月 日 時 分)	鎮 火 日 時	月 日 時 分										
火元の業態・用途	事業所名 (代表者名)											
出火箇所	出火原因											
死傷者	<table border="0"> <tr> <td>死者(性別・年齢)</td> <td>人</td> <td rowspan="4">死者の生じた理由</td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>重症 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中等症 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>軽症 人</td> </tr> </table>	死者(性別・年齢)	人	死者の生じた理由	負傷者	重症 人		中等症 人		軽症 人		
死者(性別・年齢)	人	死者の生じた理由										
負傷者	重症 人											
	中等症 人											
	軽症 人											
建物の概要	<table border="0"> <tr> <td>構造</td> <td>建築面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>階層</td> <td>延べ面積</td> <td>m²</td> </tr> </table>	構造	建築面積	m ²	階層	延べ面積	m ²					
構造	建築面積	m ²										
階層	延べ面積	m ²										
焼損程度	<table border="0"> <tr> <td>焼損棟数</td> <td> <table border="0"> <tr> <td>全焼</td> <td>棟</td> <td rowspan="3">} 計 棟</td> </tr> <tr> <td>半焼</td> <td>棟</td> </tr> <tr> <td>部分焼</td> <td>棟</td> </tr> </table> </td> <td>焼損面積</td> <td> 建物焼損床面積 m² 建物焼損表面積 m² 林野焼損面積 ha </td> </tr> </table>	焼損棟数	<table border="0"> <tr> <td>全焼</td> <td>棟</td> <td rowspan="3">} 計 棟</td> </tr> <tr> <td>半焼</td> <td>棟</td> </tr> <tr> <td>部分焼</td> <td>棟</td> </tr> </table>	全焼	棟	} 計 棟	半焼	棟	部分焼	棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
焼損棟数	<table border="0"> <tr> <td>全焼</td> <td>棟</td> <td rowspan="3">} 計 棟</td> </tr> <tr> <td>半焼</td> <td>棟</td> </tr> <tr> <td>部分焼</td> <td>棟</td> </tr> </table>	全焼	棟	} 計 棟	半焼		棟	部分焼	棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha	
全焼	棟	} 計 棟										
半焼	棟											
部分焼	棟											
り災世帯数	世帯 気象状況											
消防活動状況	<table border="0"> <tr> <td>消防本部(署)</td> <td>台</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td>台</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>その他(消防防災ヘリコプター等)</td> <td>台・機</td> <td>人</td> </tr> </table>	消防本部(署)	台	人	消防団	台	人	その他(消防防災ヘリコプター等)	台・機	人		
消防本部(署)	台	人										
消防団	台	人										
その他(消防防災ヘリコプター等)	台・機	人										
救急・救助活動状況												
災害対策本部等の設置状況												
その他参考事項												

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後 30 分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

- ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

【参考編】 3 その他要領等

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	報告者氏名	
	報告日時	年 月 日 時 分
消防庁受信者氏名	都道府県市町村 (消防本部名)	
	報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)			
消防覚知方法	気象状況					
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス	物質名				
	5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()					
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()					
施設の概要	危険物施設の 区 分					
事故の概要						
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人)			
			重症 人 (人)			
			中等症 人 (人)			
			軽症 人 (人)			
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
			事業所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
	そ の 他	人				
			消 防 本 部 (署)	台 人		
			消 防 団	台 人		
			消 防 防 災 へ り こ ぷ た ー	機 人		
			海 上 保 安 庁	人		
		自 衛 隊	人			
		そ の 他	人			
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

【参考編】 3 その他要領等

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)	計 人	負傷者等	人 (人)
	不明		人	{ 重症 人 (人) { 中等症 人 (人) { 軽症 人 (人)
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。

【参考編】 3 その他要領等

と。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

第4号様式 (その1)
(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分							
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷者		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷者		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)								
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

また、市町村ごとの人的被害・住家被害については、第4号様式(その2)別紙を用いて報告をすること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村ごとに、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式 (その2)
(被害状況即報)

都道府県		区		分		被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名		田	流出・埋没	ha		
	第 報			冠 水	ha		
報 告 者 名	(月 日 時現在)		畑	流出・埋没	ha		
				冠 水	ha		
人 的 被 害	死 者	人	そ の 他	学 校	箇所		
		うち災害関連死者		人	病 院	箇所	
	行 方 不 明 者	人		道 路	箇所		
		負 傷 者		人	橋 り よ う	箇所	
	重 傷	人		河 川	箇所		
		軽 傷		人	港 湾	箇所	
	棟			棟	砂 防	箇所	
		世帯		世帯	清 掃 施 設	箇所	
	人			人	鉄 道 不 通	箇所	
		棟		棟	被 害 船 舶	隻	
世帯	世帯		水 道	戸			
	人	人	電 話	回線			
棟		棟	電 気	戸			
	世帯	世帯	ガ ス	戸			
人		人	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
	棟	棟					
世帯		世帯					
	人	人					
棟		棟	り 災 世 帯 数	世帯			
	世帯	世帯	り 災 者 数	人			
人		人	火 災 発 生	建 物 件			
	棟	棟		危 険 物 件			
棟		棟		そ の 他 件			
	公 共 建 物						
そ の 他							
非 住 家							

都道府県		区		分		被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号	公立文教施設		千円				
	農林水産業施設		千円				
	公共土木施設		千円				
	その他の公共施設		千円				
	小 計		千円				
報 告 者 名	公共施設被害市町村数		団体				
	そ の 他	農 産 被 害	千円				
		林 産 被 害	千円				
		畜 産 被 害	千円				
		水 産 被 害	千円				
商 工 被 害		千円					
計		千円					
被 害 総 額		千円					
災害の概況							
応急対策の状況		<small>(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)</small> 消防活動機動関状等況 自衛隊の災害派遣					
その他		適用市町村名 計 団体 119番通報件数 件					

※1 被害額は省略することができるものとする。
 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

【参考】 3 その他要領等

(2) 災害報告取扱要領

〔昭和 45 年 4 月 10 日〕
消防防第 246 号消防庁長官

改正 昭和 58 年 12 月消防総第 833 号・消防災第 279 号・消防救第 58 号、昭和 59 年 10 月消防災第 267 号、平成 6 年 12 月消防災第 278 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 13 年 6 月消防災第 101 号・消防情第 91 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和 3 年 5 月消防応第 29 号、令和 5 年 5 月消防応第 55 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2 都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

(1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	第 1 号様式	1 部
災害中間年報	12 月 20 日	第 2 号様式	1 部
災害年報	4 月 30 日	第 3 号様式	1 部

(2) 災害中間年報は、毎年 1 月 1 日から 12 月 10 日までの災害による被害の状況について、12 月 10 日現在で明らかになったものを報告するものとする。

(3) 災害年報は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況について、翌年 4 月 1 日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第 2 記入要領

第 1 号様式、第 2 号様式及び第 3 号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

(1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。

(2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

(3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みのものとする。

(4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

(1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

(2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70% 以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたもの

【参考編】 3 その他要領等

- であって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
- (3) 「半壊」とは、住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする(床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く)。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びそ

【参考編】 3 その他要領等

の他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生日月、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第1号様式 災害確定報告

都道府県				区 分			被 害
災 害 名 ・ 確 定 年 月 日	年 月 日 時 確 定	そ の 他	田	流 失 ・ 埋 没	ha		
				冠 水	ha		
畑	流 失 ・ 埋 没			ha			
	冠 水			ha			
報 告 者 名				学 校	箇 所		
区 分				病 院	箇 所		
人 的 被 害	死 者		人				
	うち 災害関連死者		人				
	行 方 不 明 者	人					
	負 傷 者	重 傷	人				
		軽 傷	人				
住 家 被 害	全 壊	棟					
		世帯					
		人					
	半 壊	棟					
		世帯					
		人					
	一 部 破 損	棟					
		世帯					
		人					
	床 上 浸 水	棟					
		世帯					
		人					
床 下 浸 水	棟		り 災 世 帯 数	世帯			
	世帯		り 災 者 数	人			
	人						
非 住 家	公 共 建 物 そ の 他	棟		火 災 発 生	建 物	件	
		棟			危 険 物	件	
		棟			そ の 他	件	

【参考編】 3 その他要領等

区 分		被害	都 道 府 県 本 災 害 部	名 称				
公 共 文 教 施 設	千円		災 害 置 対 市 策 町 本 村 部 名	設 置	年 月 日 時			
農 林 水 産 業 施 設	千円			解 散	年 月 日 時			
公 共 土 木 施 設	千円			計 団体				
そ の 他 の 公 共 施 設	千円							
小 計	千円		災 害 置 対 市 策 町 本 村 部 名	計 団体				
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体							
そ の 他	農 産 被 害	千円		災 害 置 対 市 策 町 本 村 部 名	計 団体			
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円			災 害 置 対 市 策 町 本 村 部 名	計 団体		
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円				災 害 置 対 市 策 町 本 村 部 名	計 団体	
そ の 他	千円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人				
被 害 総 額	千円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人				
備 考	災害発生場所							
	災害発生年月日							
	災害の概況							
	消防機関の活動状況							
	その他（避難指示等の状況）							

第2号様式 災害中間年報

都道府県名

発生年月日		災 害 名								計
		区 分								
人的被害	死 者	人								
		うち災害関連死者	人							
	行 方 不 明 者	人								
	負傷者	重 傷	人							
		軽 傷	人							
住 家 被 害	全 壊	棟								
		世帯								
		人								
	半 壊	棟								
		世帯								
		人								
	一 部 破 損	棟								
		世帯								
		人								
	床 上 浸 水	棟								
		世帯								
		人								
床 下 浸 水	棟									
	世帯									
	人									
非住家	公 共 建 物	棟								
	そ の 他	棟								
り 災 世 帯 数	世帯									
り 災 者 数	人									
公 立 文 教 施 設	千円	()	()	()	()	()	()	()	()	
農 林 水 産 業 施 設	千円	()	()	()	()	()	()	()	()	
公 共 土 木 施 設	千円	()	()	()	()	()	()	()	()	
そ の 他 の 公 共 施 設	千円	()	()	()	()	()	()	()	()	
そ の 他 被 害	千円									
被 害 総 額	千円									
都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	設 置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災 害 対 策 本 部 設 置 市 町 村	団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	
災 害 救 助 法 適 用 市 町 村	団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	団 体	
消 防 職 員 出 動 延 人 数	人									
消 防 団 員 出 動 延 人 数	人									

【参考編】 3 その他要領等

第3号様式 災害年報

都道府県名

発生年月日		災 害 名							計
		区 分							
人的被害	死 者	人							
		うち災害関連死者	人						
	行方不明者	人							
	負傷者	重 傷	人						
		軽 傷	人						
住 家 被 害	全 壊	棟							
		世帯							
		人							
	半 壊	棟							
		世帯							
		人							
	一 部 破 損	棟							
		世帯							
		人							
	床 上 浸 水	棟							
		世帯							
		人							
床 下 浸 水	棟								
	世帯								
	人								
非住家	公 共 建 物	棟							
	そ の 他	棟							
そ の 他	田	流 失 ・ 埋 没	ha						
		冠 水	ha						
	畑	流 失 ・ 埋 没	ha						
		冠 水	ha						
	学 校	箇所							
	病 院	箇所							
	道 路	箇所							
	橋 り よ う	箇所							
	河 川	箇所							
	港 湾	箇所							
	砂 防	箇所							
	清 掃 施 設	箇所							
	鉄 道 不 通	箇所							
	被 害 船 舶	隻							
水 道	戸								

発生年月日		災 害 名					計	
		区 分						
電	話	回線						
電	気	戸						
ガ	ス	戸						
そ の 他	ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所					
火 災 発 生	建	物	件					
	危	険	物	件				
	そ	の	他	件				
り	災	世	帯	数	世帯			
り	災	者	数	人				
公 立	文 教	施 設	千円	()	()	()	()	
農 林	水 産	業 施 設	千円	()	()	()	()	
公 共	土 木	施 設	千円	()	()	()	()	
そ の 他	の 公 共	施 設	千円	()	()	()	()	
小	計		千円	()	()	()	()	
	公 共 施 設 被 害 市 町 村 数		団体					
そ の 他	農	産	被 害	千円				
	林	産	被 害	千円				
	畜	産	被 害	千円				
	水	産	被 害	千円				
	商	工	被 害	千円				
そ	の	他	千円					
被 害 総 額			千円					
都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	設	置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	解	散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災 害 対 策 本 部 設 置 市 町 村			団体	団体	団体	団体	団体	
災 害 救 助 法 適 用 市 町 村			団体	団体	団体	団体	団体	
消 防 職 員 出 動 延 人 数			人	人	人	人	人	
消 防 団 員 出 動 延 人 数			人	人	人	人	人	

【参考編】 3 その他要領等

(3) 琴平町防災会議委員

令和8年3月1日現在

整理 番号	機 関 名	委 員
1	琴平町 (会長)	琴平町長
2	香川県	香川県危機管理課長
3	香川県	香川県中讃土木事務所防災・監督主幹
4	香川県警察署	琴平警察署長
5	中多度南部消防組合	仲多度南部消防組合消防本部消防長
6	琴平町	琴平町副町長
7	琴平町	琴平町総務課長
8	琴平町	琴平町地域整備課長
9	琴平町	琴平町農政課長
10	琴平町	琴平町住民福祉課長
11	琴平町	琴平町子ども・保健課長
12	琴平町	琴平町教育委員会教育長
13	琴平町消防団	琴平町消防団長
14	指定公共機関	N T T 西日本(株)香川支店長
15	指定公共機関	四国電力送配電(株)香川支社坂出事業所所長
16	指定地方公共機関	四国ガス(株)丸亀支店長
17	琴平町議会	琴平町議会議長
18	琴平町婦人防火クラブ	琴平町婦人防火クラブ会長

【資料編】

1 災害に関する記録等

(1) 過去における県下の主な風水害等一覧

発生年	発生月日	災害名	死者(人)	負傷者(人)	家屋(棟)		床上浸水(戸)	床下浸水(戸)	備考
					全壊	半壊			
昭和20	10.8～ 10.13	台風 (阿久根台風)	5	1	5	23	1,051	6,914	行方不明：2人 県下一円諸所で河川氾濫
21	12.21	南海地震	52	273	608	2,409			県下一円被害大、家屋焼失：1
24	7.28～ 7.31	台風 (ハスター台風)	3		1	2	10	243	鴨部川氾濫(志度・長尾) 家屋流出：5戸
26	7.12～ 7.13	大雨	2		6	8	21	487	家屋流出：5戸、船沈没：1隻 中部沿岸被害大
	10.14～ 10.15	台風15号 (ルース台風)	1	2	58	83		278	西讃・小豆島被害大
27	7.1～ 7.3	大雨	4	4	6	8	451	3,264	県下一円、強雨断続諸所で水害
29	6.28～ 6.30	大雨	4	2	1	8	38	1,606	仲多度郡被害大、家屋流出：1戸(観音寺・滝宮・琴平)
	7.4～ 7.5	大雨	1		4	1		136	中部沿岸(丸亀)
	9.13～ 9.14	台風第12号	1	8	30	65	477	5,428	県下一円、船沈没：1隻
	9.24～ 9.27	台風第15号 (洞爺丸台風)	8	57	275	430	626	5,096	県下一円 家屋流出：15戸、船沈没：18隻 災害救助法適用
34	8.7～ 8.9	台風第6号	1		1	2		125	県下一円(高松・観音寺)
	9.26～ 9.27	台風第15号 (伊勢湾台風)		4	8	5	52	1,254	県下一円(東讃被害大) 家屋流出：2戸、船沈没：5隻
35	8.28～ 8.30	台風第16号	1	1	3	13	13	374	県下一円(高松・小豆島) 船沈没：1隻
36	9.14～ 9.16	台風第18号 (第2室戸台風)		36	88	123	1,503	10,503	県下一円(大川郡被害大) 家屋流出：3戸、船沈没：5隻 災害救助法適用
	10.26～ 10.27	集中豪雨	2	29	42	104	1,351	4,633	大川郡・小豆島被害大 行方不明：2人 災害救助法適用
39	9.24～ 9.25	台風第20号		8		56	2	58	台風の中心通過
40	9.9～ 9.10	台風第23号	3	18		62	703	6,041	災害救助法適用
	9.17	台風第24号	1	5		15	93	4,472	災害救助法適用
43	7.28～ 7.30	台風第4号	1					589	
44	3.12	雪害	1						アーケード3ヶ所倒落
	8.22～ 8.23	台風第9号		3		3			
45	8.21	台風第10号		18	4	8		223	
46	8.30	台風第23号	1	7	3	4	39	884	
47	3.31～ 4.1	突風	1	1	1				
	6.7～ 6.8	6月豪雨		1				53	
	9.16～ 9.17	台風第20号	2	11	12	29	1,344	8,439	
49	4.21	突風	1						香川町
	7.6～ 7.8	台風第8号による集中豪雨	29	24	47	216	3,243	6,107	小豆郡・大川郡特に内海町で被害甚大 災害対策本部設置、災害救助法適用
	8.31	台風第16号		2				64	
50	8.17	台風第5号		1				7	
	8.22～ 8.23	台風第6号		1	1	10	168	2,308	

【資料編】 1 災害に関する記録等

発生年	発生月日	災害名	死者(人)	負傷者(人)	家屋(棟)		床上浸水(戸)	床下浸水(戸)	備考
					全壊	半壊			
51	9.8～ 9.14	台風第17号	50	127	274	317	4,477	15,224	小豆島・東讃地方被害甚大 災害対策本部設置、災害救助法適用
53	9.15～ 9.16	台風第18号					2	86	
54	6.29～ 6.30	大雨						110	
	9.30～ 10.10	台風第16号		10	2	1	214	3,541	
	10.19～ 10.20	台風第20号	1				2	791	
55	9.11	台風第13号						199	
	10.14	台風第19号						46	
56	6.26～ 6.29	梅雨前線						20	多度津町
57	9.25	台風第19号			2	2	23	603	
58	9.28	台風第10号	1	2	8	7	342	6,832	行方不明：1人
59	1.31	雪害		3					
60	6.21～ 7.7	梅雨前線						62	
62	10.16～ 10.17	台風第19号	3	10	18	25	3,720	16,502	県下一円 高松市・三木町に災害救助法適用
63	6.2～ 6.3	台風第2号						7	
	7.13～ 7.14	梅雨前線						146	
平成 元年	8.26～ 8.27	台風第17号						36	一部損壊：家屋2戸
	9.14	大雨・雷・高潮					4	245	多度津町桜川水門
	9.19	台風第22号		2				4	負傷者はJR列車の脱線による
2	9.11～ 9.20	秋雨前線 台風第19号	2	2	2	2	158	2,253	災害対策本部設置
	10.1～ 10.8	豪雨 台風第21号						2	丸亀市
	11.4	低気圧の通過 に伴う災害					8	166	床上浸水：多度津町8 床下浸水：丸亀市8、多度津町158
3	7.4～ 7.5	梅雨前線							土庄町鹿島 民家
	9.26～ 9.28	豪雨 台風第19号		7		1	12	554	軽傷：7名 善通寺市 一部損壊：92 非住家被害：88 り災者数：39
4	8.8～ 8.9	豪雨 台風第10号					2	220	一部損壊：綾歌町1
5	6.28～ 6.29	梅雨前線					4	253	一部損壊：飯山町1
	7.27～ 7.28	台風第5号						3	一部損壊：白鳥町1
	7.29～ 7.30	台風第6号						1	三野町
	8.1～ 8.2	豪雨						4	一部損壊：山本町1
	9.3～ 9.4	台風第13号						12	一部損壊：丸亀市1、白鳥町1、内海町1、琴平町2 災害対策本部設置
7	1.17	阪神・淡路大震災		7					重傷：1名(大川町) 軽傷：6名(高松市2、坂出市、大内町、寒川町、牟礼町) 一部損壊：津田町1、牟礼町1
	6.30～ 7.7	豪雨			1			17	全壊：1(満濃町)
	7.20～ 7.22	豪雨						3	
8	8.14～ 8.15	台風第12号		2		1	3	321	軽傷：高松市1、宇多津町1 半壊：高瀬町1 一部損壊：豊中町

【資料編】 1 災害に関する記録等

発生年	発生月日	災害名	死者(人)	負傷者(人)	家屋(棟)		床上浸水(戸)	床下浸水(戸)	備考
					全壊	半壊			
9	7.12～7.13	梅雨前線						74	高松市 56、丸亀市 8、坂出市 1、志度町 2、多度津町 7
	7.26～7.27	台風第 9 号		3	1	1		5	軽傷：3 名(内海町、香南町、満濃町) 全壊：1(香川町)半壊 1(高松市) 一部損壊：6 非住家被害：3
	9.16～9.17	台風第 19 号		1			6	307	重傷：1 名(高松市) 床上浸水：(志度町 3、土庄町、牟礼町、詫間町)
10	9.22	台風第 7 号					257	1,298	床上浸水：高松市 256、多度津町 1 床下浸水：高松市 1,064、坂出市 107、丸亀市 4、三木町 18、長尾町 2、多度津町 86、琴平町 3、香南町 2、綾歌町 4、香川町 6、満濃町 2、非住家床下浸水：綾南町 1、香南町 1 自主避難：高松市 3 箇所 13 人
	10.17	台風第 10 号						4	床下浸水：多度津町 4 一部損壊：内海町 1 非住家一部損壊：内海町 2 避難勧告：高松市 1 箇所 30 人、引田町 2 箇所 11 人 自主避難：大内町 2 箇所 6 人
11	9.14～9.15	台風第 16 号					3	96	床上浸水：高松市 3 床下浸水：高松市 95、内海町 1
	9.24	台風第 18 号		4					重傷：2 名 観音寺市 軽傷：2 名 白鳥町 1、豊中町 1
12	10.6	鳥取県西部地震		2					軽傷：2 名 丸亀市 1、観音寺市 1 一部損壊：丸亀市 2、津田町 1 災害対策本部設置：県・2 市 15 町
13	3.24	芸予地震							一部損壊：観音寺市 1、琴平町 2、綾上町 1、綾歌町 1、山本町 1
	6.19～6.20	梅雨前線豪雨						5	床下浸水：多度津町 4、豊浜町 1 一部損壊：高松市 1
	8.21～8.22	台風第 11 号						1	床下浸水：塩江町 1 非住家全壊：高松市 1 非住家一部損壊：大内町 1、国分寺町 1
15	8.8～8.9	台風第 10 号		2			19	223	軽傷：高松市 1、さぬき市 1 一部損壊：高松市 2、内海町 1、綾上町 1 床上浸水：さぬき市 15、東かがわ市 2、牟礼町 2 床下浸水：高松市 1、さぬき市 166、東かがわ市 14、内海町 4、池田町 2、牟礼町 36 災害対策本部：内海町、土庄町、池田町
16	6.20～6.21	台風第 6 号		3				1	重傷：高松市 1 軽傷：高松市 1、善通寺市 1 床下浸水：高松市 1
	6.26	大雨		1				6	軽傷：善通寺市 1 床下浸水：高松市 1、坂出市 5 非住家被害：三木町 1
	7.31～8.2	台風第 10 号		1				75	軽傷：坂出市 1 一部損壊：丸亀市 1、 床下浸水：高松市 38、丸亀市 5、観音寺市 6、直島町 15、多度津町 7、詫間町 4
	8.4～8.5	台風第 11 号						4	床下浸水：高松市 4
	8.17～8.19	台風第 15 号関連前線による大雨	5	4	1	3	16	391	県西部を中心に被害甚大
	8.23	大雨					1	23	床上浸水：琴平町 1 床下浸水：高松市 1、坂出市 2、琴平町 12、仲南町 4、満濃町 3、塩江町 1 高松市を中心に県下全域で被害甚大 災害対策本部設置

【資料編】 1 災害に関する記録等

発生年	発生月日	災害名	死者(人)	負傷者(人)	家屋(棟)		床上浸水(戸)	床下浸水(戸)	備考
					全壊	半壊			
	8.30～8.31	台風16号と高潮	3	6	1	9	5,946	15,643	災害救助法適用 被災者再建支援法適用 自衛隊災害派遣要請(高松市)
	9.7	台風18号		8	1	1	16	491	重傷:丸亀市1、観音寺市1、多度津町1 軽傷:高松市1、善通寺市1、観音寺市1、琴南町1全壊観音寺市1 半壊:豊浜町1 床上浸水:土庄町5、牟礼町1、庵治町4、塩江町2、直島町2、宇多津町2 床下浸水:高松市293、丸亀市7、坂出市4、観音寺市2、土庄町59、池田町24、牟礼町14、庵治町44、直島町40、多度津町4
	9.29	台風21号			2	2	76	235	全壊:大野原町2半壊大野原町2 床上浸水:山本町1、大野原町32、豊浜町43床下浸水仲南町2、大野原町49、豊浜町154 自衛隊災害派遣要請(大野原町、豊浜町)
	10.20	台風23号	11	30	50	52	4,119	12,390	県東部を中心に県下全域で被害甚大 災害対策本部設置、災害救助法適用 被災者再建支援法適用 自衛隊災害派遣要請(高松市、善通寺市、さぬき市、国分寺町)
17	7.2～7.3	大雨	1				10	704	死者:丸亀市1 床上浸水:善通寺市5、満濃町2、琴平町3 床下浸水:高松市7、丸亀市71、善通寺市186、三豊市5、琴平町301、多度津町39、満濃町95
	9.5～9.7	台風14号		1		2	2	77	重傷:高松市1半壊内海町2 床上浸水:観音寺市1、多度津町1 床下浸水:高松市16、丸亀市10、観音寺市14、土庄町3、庵治町10、直島町12、多度津町12
18	8.23	大雨						22	床下浸水:高松市22
20	8.29	大雨						56	床下浸水:高松市2、宇多津町54
	9.21	突風	1	2					死者:三豊市1 軽傷:丸亀市1、多度津町1
	9.21	大雨						44	床下浸水:高松市43、丸亀市1
21	8.9～8.10	台風9号						51	床下浸水:高松市5、東かがわ市46
22	6.28	大雨						9	床下浸水:坂出市1、宇多津町8
	8.7	大雨					3	68	床上浸水:善通寺市3床下浸水善通寺市68
	9.23	竜巻		1		1			軽傷:綾川町1半壊綾川町1 一部損壊:綾川町9 非住家被害:綾川町1
	12.3	強風		4					軽傷:観音寺市1、多度津町3 非住家被害:三豊市2
	12.9	強風		1					重傷:三木町1
	12.28	強風		2					軽傷:丸亀市1、坂出市1
23	5.29	大雨		2				61	軽傷:坂出市1、三木町1 床下浸水:高松市1、坂出市1、観音寺市59
	7.19～7.20	台風6号		12				1	重傷:高松市2 軽傷:高松市5、丸亀市1、坂出市3、三豊市1一部損壊小豆島町1 床上浸水:坂出市1 非住家被害:高松市2、坂出市3
	8.2	大雨					1	20	床上浸水:観音寺市1 床下浸水:観音寺市20

【資料編】 1 災害に関する記録等

発生年	発生月日	災害名	死者(人)	負傷者(人)	家屋(棟)		床上浸水(戸)	床下浸水(戸)	備考
					全壊	半壊			
	9.2~9.3	台風12号	3	3	4		12	274	死者：丸亀市2、さぬき市1 重傷：小豆島町1 軽傷：高松市2 全壊：高松市2、綾川町2 一部損壊：丸亀市2、さぬき市1、三豊市1、土庄町1、綾川町2 床上浸水：高松市5、丸亀市3、綾川町2、琴平町1、多度津町1 床下浸水：高松市30、丸亀市112、坂出市2、三木町1、綾川町38、琴平町6、多度津町81、まんのう町4 非住家被害：高松市4、丸亀市18、坂出市1、さぬき市1
	9.16	大雨					10	144	床上浸水：さぬき市5、東かがわ市3、小豆島町2 床下浸水：さぬき市43、東かがわ市80、小豆島町21 非住家被害：さぬき市1、東かがわ市17、小豆島町6
	9.19~9.21	台風15号		1			12	163	軽傷：坂出市1 床上浸水：東かがわ市6、小豆島町1、三木町1、まんのう町4 床下浸水：高松市2、善通寺市3、さぬき市4、東かがわ市146、小豆島町6、三木町2 非住家被害：高松市2、さぬき市1、東かがわ市65、小豆島町1
24	4.3	暴風	1	17					死者：三豊市1 重傷：高松市3、観音寺市1、小豆島町1 軽傷：高松市5、丸亀市1、観音寺市2、さぬき市3、宇多津町1 一部損壊：高松市2、丸亀市1、善通寺市3、さぬき市1、三豊市5、宇多津町1 非住家被害：高松市4、丸亀市4、善通寺市3、三豊市7、三木町1、綾川町1、多度津町2
	9.11	大雨						3	床下浸水：三豊市3 非住家被害：三豊市1
25	6.2	大雨						1	床下浸水：三豊市1
	9.3~9.4	台風17号						12	一部損壊：綾川町1 床下浸水：高松市1、三豊市3、多度津町8 非住家被害：善通寺市1
	9.15~9.16	台風18号						1	床下浸水：高松市1
	10.24~10.25	台風27号						1	床下浸水：善通寺市1
26	8.9	台風11号		5	1	2	1	13	災害対策本部設置 負傷者：高松市5 全壊：高松市1 半壊：東かがわ市2 床上浸水：土庄町1 床下浸水：東かがわ市3、土庄町1、小豆島町9
	10.6	台風18号						2	床下浸水：高松市2
	10.13	台風19号						16	床下浸水：小豆島町16
27	7.16	台風11号に伴う大雨・暴風・波浪等		5			2	2	軽傷：高松市3、観音寺市1、さぬき市1 一部損壊：高松市1、観音寺市11、三木町2、綾川町9 床上浸水：さぬき市1、三豊市1 床下浸水：東かがわ市1、三豊市1 非住家被害：高松市1

【資料編】 1 災害に関する記録等

発生年	発生月日	災害名	死者(人)	負傷者(人)	家屋(棟)		床上浸水(戸)	床下浸水(戸)	備考
					全壊	半壊			
	8.25	台風第15号		1					重傷：坂出市1
	10.13	平成27年9月9日の大雨						1	床下浸水：三豊市1
28	6.23	平成28年6月23日の梅雨前線による大雨						60	床下浸水：高松市60
	9.8	平成28年9月8日の大雨						64	床下浸水：高松市6、丸亀市8、三豊市6、宇多津町41、多度津町3
	9.20	平成28年台風16号による大雨		1			2	60	軽傷：高松市1 床上浸水：高松市1、多度津町1 床下浸水：高松市5、丸亀市3、善通寺市1、直島町2、多度津町49
29	9.17	平成29年台風18号による大雨	1	3	1		99	326	死者：三豊市1 軽傷：高松市1、さぬき市2 全壊：三豊市1 床上浸水：高松市7、丸亀市6、土庄町1、琴平町1、多度津町84 床下浸水：高松市17、丸亀市61、善通寺市7、観音寺市5、三豊市6、土庄町6、三木町10、宇多津町1、琴平町3、多度津町209、まんのう町1
30	7.4	平成30年台風第7号の影響による被害		2					軽傷：土庄2
	7.5	平成30年7月5日からの梅雨前線による大雨		1	1	2	1	9	軽傷：高松1 全壊：直島1 半壊：丸亀1、坂出1 床上浸水：善通寺1 床下浸水：丸亀2、善通寺1、三豊1、土庄3、琴平2
	8.23	平成30年台風第20号による大雨						5	床下浸水：東かがわ1、土庄1、小豆島3
	9.4	平成30年台風第21号による大雨		1				3	軽傷：高松1 床下浸水：東かがわ1、土庄2
	9.30	平成30年台風第24号による大雨		1			5	61	軽傷：高松1 床上浸水：高松5 床下浸水：高松16、丸亀1、善通寺4、三豊7、土庄1、多度津32
令和元年	8.15	令和元年台風第10号による大雨		2					軽傷：さぬき市1、まんのう町1
2	1.8	令和2年1月8日の強風		13					重傷：坂出市2 軽傷：高松市7、坂出市1、善通寺市1、観音寺市1、綾川町1
3	7.8	7月8日の梅雨前線による大雨		1				5	軽傷：善通寺市 床下浸水：三豊市1、綾川町1、多度津町3
	8.9	8月8日からの強風		6					軽傷：丸亀市1、善通寺市1、さぬき市1、三豊市1、琴平町1
4	9.1	令和4年9月1日の大雨による洪水					2	2	床上浸水：高松市1、三豊市1 床下浸水：多度津町2
	9.3	令和4年9月3日の大雨による洪水					1	6	床上浸水：善通寺市1 床下浸水：善通寺市5、多度津町1
	9.19～20	台風第14号に伴う暴風・波浪・高潮		2					軽傷：丸亀市1、坂出市1
5	8.14	令和5年台風第7号による大雨		2					重症：高松市1 軽傷：高松市1
6	5.28	令和6年5月28日の大雨					3	10	床上浸水：三豊市3 床下浸水：三豊市10
	8.29～31	令和6年台風第10号による大雨					10	85	床上浸水：東かがわ市10 床下浸水東かがわ市81、小豆島町4

(2) 過去における県下の主な地震一覧

発 生 年月日	地震名	県内震度	規模 (M)	震 源 (震 央)	被 害 状 況
1707年 (宝永4年) 10月28日 14時	宝永地震	-	8.6	北緯 33.2° 東経 135.9° 深さ - 紀伊半島沖	我が国最大級の地震の一つ。全体で死者5,000人余、潰家約59,000軒、家屋の倒壊範囲は東海道・近畿・中国・四国・九州と中部地方の一部に及ぶ。香川県では、死者29人、倒壊家屋929軒、丸亀城破損。また、五剣山の1峰崩落。余震は、12月まで続く。5~6尺(2m弱)の津波で相当の被害があった。
1854年 (嘉永7年) 11月5日 16時	安政南海地震	-	8.4	北緯 33.0° 東経 135.0° 深さ - 紀伊半島沖	被害は、中部から九州に及ぶ。地震や津波による全体の被害は、近畿地方やその周辺で、この地震の32時間前に発生した安政東海地震と区別できないものが多い。 香川県では、死者5人、負傷者19人、倒壊家屋2,961軒、土蔵被害157箇所、塩浜石垣崩れ3,769間、塩浜堤大破7,226間、川堤崩れ6,456間、せき崩れ491箇所、池大破264箇所、橋被害126箇所であった。この地震による津波の高さは、香西(高松市西部)で1尺(30cm余)であったが、満潮と重なり、志度浦と津田浦(共に県東部沿岸)で被害があった。
1927年 (昭和2年) 3月7日 18時27分	北丹後地震	多度津 4	7.3	北緯 35° 37.9′ 東経 134° 55.8′ 深さ 18km 京都府北部	被害は、丹後半島の顎部が最も激しく、近畿・中国・四国の一部にも及ぶ。全体で死者2,925人、負傷者7,806人、家屋全壊12,584戸、半壊10,886戸、焼失9,151戸。 香川県では、小被害があった。
1946年 (昭和21年) 12月21日 4時19分	南海地震	高松 5 多度津 5	8.0	北緯 32° 56.1′ 東経 135° 50.9′ 深さ 24km 和歌山県南方沖	極めて大規模な地震で、被害は中部以西西日本各地に及び、津波は房総半島から九州に至る沿岸を襲った。全体で死者1,362人、行方不明102人、負傷者2,632人、家屋全壊11,506戸、半壊21,972戸、焼失2,602戸、流失2,109戸、浸水33,093戸等甚大な被害があった。 香川県では、死者52人、負傷者273人、家屋全壊608戸、半壊2,409戸、道路損壊238箇所、橋梁破損78箇所。また、堤防決潰・亀裂154箇所による塩田の浸水被害、地盤沈下による無形の被害も多い。
1995年 (平成7年) 1月17日 5時46分	平成7年 (1995年) 兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	高松 4 多度津 4 坂出 4	7.3	北緯 34° 35.9′ 東経 135° 02.1′ 深さ 16km 大阪湾	この地震による被害は極めて甚大で、16府県に及んだ。全体で死者6,434人、行方不明3人、負傷者43,792人、家屋全壊104,906棟、半壊144,274棟等の被害があった。 香川県では、負傷者7人、屋根瓦の破損等建物被害3戸、県道がけ崩れ1箇所、水道管破裂2箇所等の被害があった。

【資料編】 1 災害に関する記録等

発 生 年月日	地震名	県内震度	規模 (M)	震 源 (震 央)	被 害 状 況
2000年 (平成12年) 10月6日 13時30分	平成12年 (2000年) 鳥取県西部地震	土庄 5強 高松 5弱 東かがわ 5弱 観音寺 5弱 小豆島 5弱 その他 11市町4	7.3	北緯 35° 16.4' 東経 133° 20.9' 深さ 9km 鳥取県西部	この地震による被害は鳥取、島根両県を中心に、1府9県に及んだ。死者はいなかったものの、全体で、負傷者182人、家屋全壊435棟、半壊3,101棟、道路被害667箇所、がけ崩れ367箇所等の被害があった。 香川県では、負傷者2人、建物一部破損5棟の被害があった。
2001年 (平成13年) 3月24日 15時27分	平成13年 (2001年) 芸予地震	高松 4 さぬき 4 丸亀 4 坂出 4 善通寺 4 三豊 4 観音寺 4 土庄 4 小豆島 4 直島 4 宇多津 4 琴平 4 多度津 4 まんのう 4 綾川 4	6.7	北緯 34° 07.9' 東経 132° 41.6' 深さ 46km 安芸灘	この地震による被害は広島、愛媛両県を中心に、9県に及んだ。 全体で、死者2人、負傷者288人、家屋全壊70棟、半壊774棟、文教施設被害1,222箇所等の被害があった。 香川県では、人的被害はなく、建物一部破損10棟の被害があった。
2013年 (平成25年) 4月13日 5時33分	淡路島付近を震源とする地震	東かがわ 5弱 小豆島 5弱 高松 4 さぬき 4 土庄 4 綾川 4	6.3	北緯 34° 25.1' 東経 134° 49.7' 深さ 15km 淡路島付近	この地震による被害は兵庫県淡路市を中心に、1府4県に及んだ。 全体で、負傷者35人(うち重傷者11人)、家屋全壊8棟、半壊101棟、一部破損8,305棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
2014年 (平成26年) 3月14日 2時06分	伊予灘を震源とする地震	高松 4 丸亀 4 観音寺 4 さぬき 4 三豊 4 土庄 4 小豆島 4 直島 4 多度津 4	6.2	北緯 33° 41.5' 東経 131° 53.4' 深さ 78km 伊予灘	この地震による被害は広島、大分両県を中心に6県に及んだ。全体で、負傷者21人(うち重傷者2人)、家屋一部損壊57棟の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
2016年 (平成28年) 10月21日 14時07分	鳥取県中部を震源とする地震	高松 4 観音寺 4 さぬき 4 東かがわ 4 三豊 4 土庄 4 小豆島 4 綾川 4	6.6	北緯 35° 22.8' 東経 133° 51.3' 深さ 11km 鳥取県中部	この地震による被害は鳥取県を中心に、1府3県に及んだ。 全体で、負傷者32人(うち重傷者9人)、家屋全壊18棟、半壊312棟、一部破損15,095棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。
2018年 (平成30年) 6月18日 7時58分	大阪府北部を震源とする地震	小豆島 4	6.1	北緯 34° 50.6' 東経 135° 37.3' 深さ 13km 大阪府北部	この地震による被害は大阪府を中心に、2府5県に及んだ。 全体で、死者6人、負傷者462人(うち重傷者62人)、家屋全壊21棟、半壊483棟、一部破損61,266棟等の被害があった。 香川県では、人的被害、物的被害のいずれもなかった。

【資料編】 1 災害に関する記録等

発 生 年月日	地震名	県内震度	規模 (M)	震 源 (震 央)	被 害 状 況
2021 年 (令和 3 年) 12 月 3 日 9 時 28 分	紀伊水道を震 源とする地震	さぬき 4 東かがわ 4	5.4	北緯 33° 48.0' 東経 135° 8.8' 深さ 18 k m 紀伊水道	この地震による被害は和歌山県で発生した。 和歌山県では、軽傷 5 人の人的被害、住家一部破損 2 棟の被害があった。 香川県では、この地震により、香川県立石田高等学校の温室の窓ガラス 2 枚が損壊した。 ※香川県による。

2 防災上注意すべき区域等

(1) 河川重要水防区域

番号	水系名	河川名	関係土木事務所	担当水防管理団体	危険度区分 (m)					計
					A	B	C	D	E	
1	金倉川	金倉川	中讃土木事務所	丸亀市、善通寺市、琴平町、まんのう町	380	810	2,650	660	16,000	20,500
2	金倉川	満濃川	中讃土木事務所	琴平町			450		600	1,050
3	金倉川	平松川	中讃土木事務所	琴平町			1,100			1,100
4	金倉川	買田川	中讃土木事務所	まんのう町			2,248		1,070	3,318

(2) ため池重要水防区域

●防災重点農業用ため池

番号	堰堤名	関係河川名	規模			関係土地改良事務所	重要水防区域 ha	予想される危険	対策水防工法
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千 t				
1	ゴマ谷池	金倉川	87	8.2	8.2	中讃土地改良事務所	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打
2	調整池	金倉川	66	8.0	2.2	中讃土地改良事務所	0.1	漏水決壊	土俵積立・杭打

●農業用ため池（ため池重要水防区域外）

番号	名称	所在地	所有者	管理者	規模		
					堤高 m	堤頂長 m	貯水量 千 m ³
1	柘池	琴平町下櫛梨 243	自然人	自然人	3.5	3.5	0.3
2	青池	琴平町川西 890-1	自然人	自然人	2.5	24	0.4

(3) 土砂災害警戒区域一覽

番号	箇所番号	区域名	所在地			自然現象の種類
			郡・市	町・村	字	
1	32-1-I	北山川	仲多度郡	琴平町	下櫛梨北山	土石流
2	32-1-II	中柳谷川	仲多度郡	琴平町	琴平愛宕町	土石流
3	32-2-I	北柳谷川	仲多度郡	琴平町	琴平南通町	土石流
4	32-3-I	川西下川	仲多度郡	琴平町	琴平南通町	土石流
5	32-4-I	川西上川	仲多度郡	琴平町	琴平愛宕町	土石流
6	32-5-I	愛宕川	仲多度郡	琴平町	琴平谷川	土石流
7	32-6-I	揚子川	仲多度郡	琴平町	琴平谷川	土石流
8	32-6-I-2	揚子川	仲多度郡	琴平町	琴平谷川	土石流
9	32-7-I	馬坂川	仲多度郡	琴平町	琴平谷川	土石流
10	32-8-I	金毘羅川	仲多度郡	琴平町	琴平内町	土石流
11	32-9-I	荒神川	仲多度郡	琴平町	琴平西山東	土石流
12	32-10-I	照明寺川	仲多度郡	琴平町	琴平大西山	土石流
13	32-10-I-2	照明寺川	仲多度郡	琴平町	琴平大西山	土石流
14	32-11-I	西山上川	仲多度郡	琴平町	琴平新明町下二	土石流
15	32-11-I-2	西山上川	仲多度郡	琴平町	琴平新明町下二	土石流
1	II-2290	愛宕山	仲多度郡	琴平町	琴平町	急傾斜地の崩壊
2	I-392	小松町(B)	仲多度郡	琴平町	琴平町	急傾斜地の崩壊
3	I-392-2	小松町(B)	仲多度郡	琴平町	琴平町	急傾斜地の崩壊
4	I-890	谷川(2)	仲多度郡	琴平町	琴平町	急傾斜地の崩壊
5	I-585	丸山	仲多度郡	琴平町	下櫛梨	急傾斜地の崩壊
6	II-2291	山根(1)	仲多度郡	琴平町	下櫛梨	急傾斜地の崩壊
7	III-3027	川西	仲多度郡	琴平町	琴平町	急傾斜地の崩壊
8	I-391	愛宕町	仲多度郡	琴平町	琴平町	急傾斜地の崩壊
9	II-2295	山根(5)	仲多度郡	琴平町	下櫛梨	急傾斜地の崩壊
10	I-386	通町	仲多度郡	琴平町	琴平町	急傾斜地の崩壊
11	I-386-2	通町	仲多度郡	琴平町	琴平町	急傾斜地の崩壊
12	II-2294	山根(4)	仲多度郡	琴平町	下櫛梨	急傾斜地の崩壊
13	II-2292	西山	仲多度郡	琴平町	琴平町	急傾斜地の崩壊
14	II-2292-2	西山	仲多度郡	琴平町	琴平町	急傾斜地の崩壊
15	III-884	下櫛梨	仲多度郡	琴平町	下櫛梨	急傾斜地の崩壊
16	II-672	山根(2)	仲多度郡	琴平町	下櫛梨	急傾斜地の崩壊
17	I-387	谷川 札の前	仲多度郡	琴平町	琴平町	急傾斜地の崩壊
18	I-387-2	谷川 札の前	仲多度郡	琴平町	琴平町	急傾斜地の崩壊
19	I-387-3	谷川 札の前	仲多度郡	琴平町	琴平町	急傾斜地の崩壊
20	I-390	南通町	仲多度郡	琴平町	琴平町	急傾斜地の崩壊
21	I-393	谷川	仲多度郡	琴平町	琴平町	急傾斜地の崩壊

【資料編】 2 防災上注意すべき区域等

番号	箇所番号	区域名	所在地			自然現象の種類
			郡・市	町・村	字	
22	I-388	小松町(A)	仲多度郡	琴平町	琴平町	急傾斜地の崩壊
23	I-389	通町(B)	仲多度郡	琴平町	琴平町	急傾斜地の崩壊
24	I-389-2	通町(B)	仲多度郡	琴平町	琴平町	急傾斜地の崩壊
25	I-389-3	通町(B)	仲多度郡	琴平町	琴平町	急傾斜地の崩壊

(4) 山腹崩壊危険地区

●山腹崩壊危険地区（民有林）

番号	位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等	
	市郡	町	大字	字				
403	1	仲多度	琴平		川西	3	78	西部林業事務所
403	3	仲多度	琴平		川西	6	1	西部林業事務所
403	4	仲多度	琴平		川西	4	469	西部林業事務所
403	5	仲多度	琴平		川西	1	142	西部林業事務所
403	6	仲多度	琴平		川西	4	150	西部林業事務所
403	7	仲多度	琴平	下榎梨	丸山	4	42	西部林業事務所

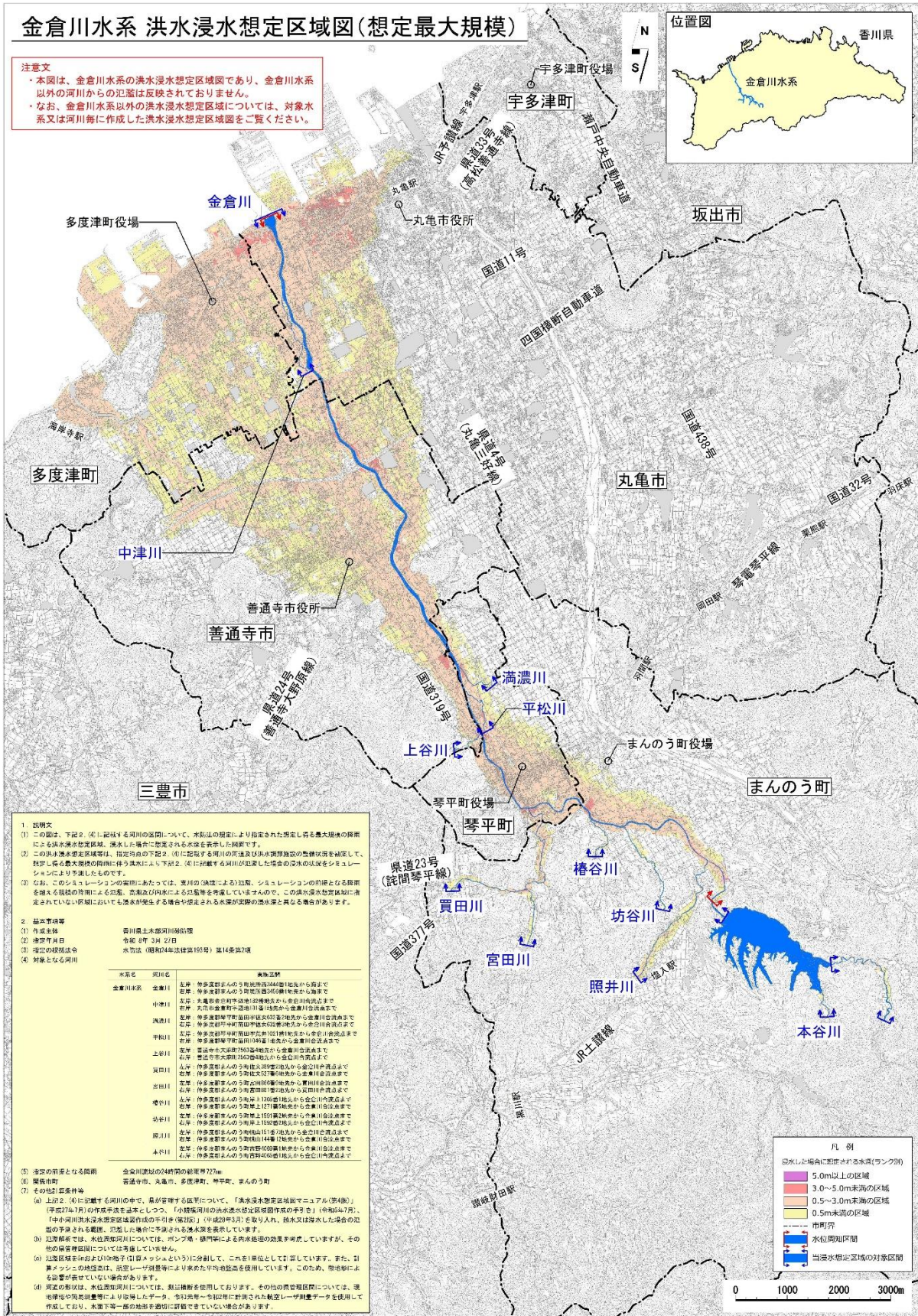
(5) 崩壊土砂流出危険地区

●崩壊土砂流出危険地区（民有林）

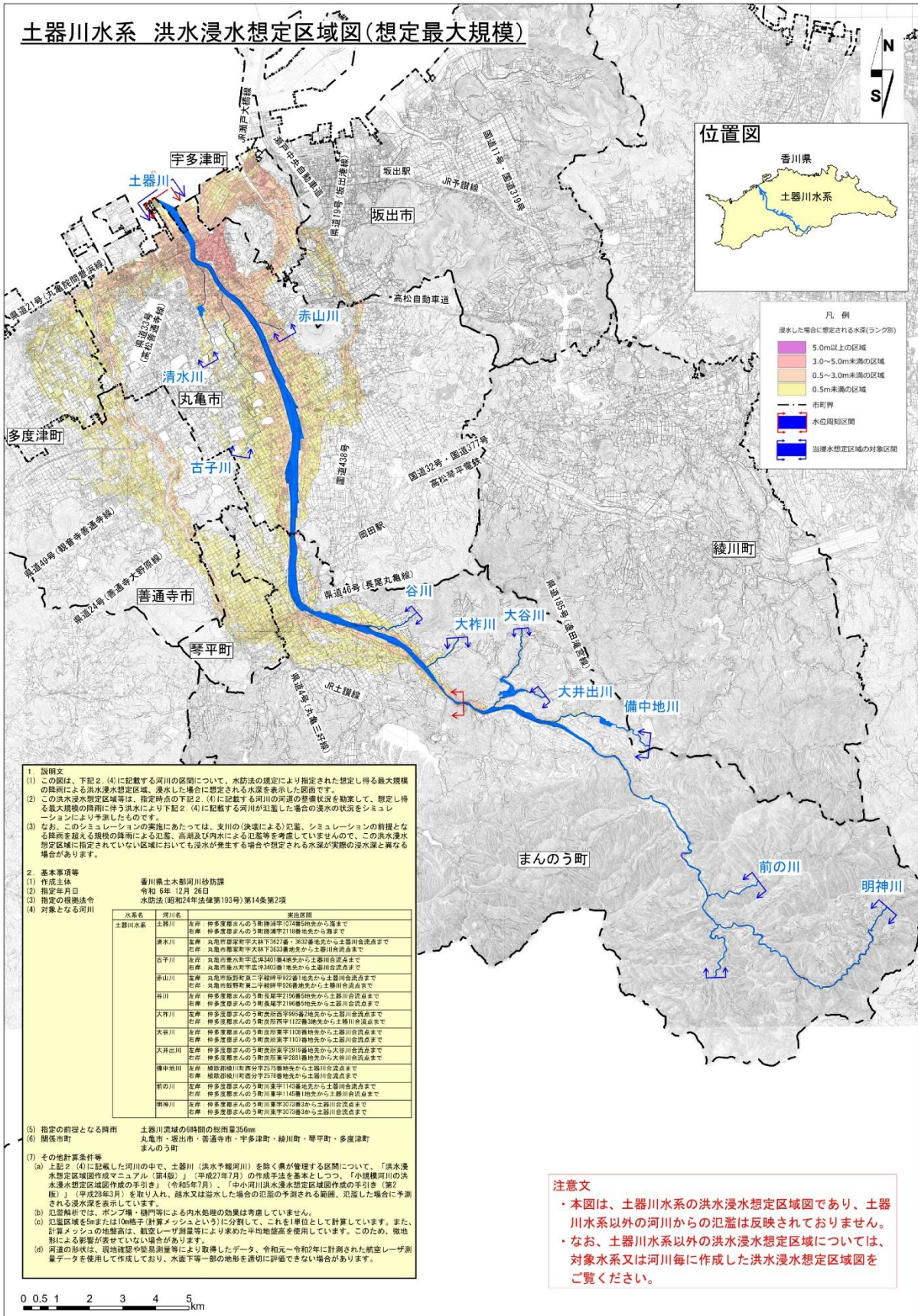
番号	位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所等	
	市郡	町	大字	字				
403	1	仲多度	琴平		川西	0.36	176	西部林業事務所
403	2	仲多度	琴平		川西	0.17	429	西部林業事務所
403	3	仲多度	琴平		川西	0.1	422	西部林業事務所
403	4	仲多度	琴平		川西	0.15	154	西部林業事務所
403	5	仲多度	琴平		川西	0.22	68	西部林業事務所
403	6	仲多度	琴平		川西	0.23	17	西部林業事務所
403	7	仲多度	琴平		川西	0.54	51	西部林業事務所
403	8	仲多度	琴平		川西	0.05	92	西部林業事務所
403	9	仲多度	琴平		川西	0.33	129	西部林業事務所
403	10	仲多度	琴平		川西	0.31	2	西部林業事務所
403	11	仲多度	琴平		川西	0.18	3	西部林業事務所

(6) 洪水浸水想定区域図

●金倉川水系 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模) [令和8年3月27日指定]



●土器川水系 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）〔令和6年12月26日指定〕



(7) 浸水想定区域に位置する要配慮者利用施設一覧

●土器川（洪水予報河川）

施設名	所在地	電話番号	浸水深
琴平町立琴平中学校	琴平町五條 661	73-4181	0.5m未満
琴平町立榎井小学校	琴平町榎井 58-3	73-2494	0.5m未満
琴平町立象郷小学校	琴平町上榎梨 26	73-2830	0.5m未満
琴平町立北こども園 めばえ棟	琴平町苗田 634-1	73-3440	0.5m未満
琴平町立北こども園 みのり棟	琴平町上榎梨 31-1	73-2523	0.5m未満
グループホームこんぴら	琴平町 167	73-0811	0.5m未満
サンライズこんぴら	琴平町榎井 451-1	58-8600	0.5m未満
社会福祉法人琴平福祉事業団 琴平老人の家	琴平町榎井 572-1	75-4070	0.5m未満

※土器川水系土器川の浸水想定区域図(令和6年12月26日指定)

土器川流域の6時間雨量356mmの雨量を想定して作成されている。(概ね1,000年に1回程度の確率で発生する規模の降雨)

●金倉川（水位周知河川）

施設名	所在地	電話番号	浸水深
琴平町立琴平中学校	琴平町五條 661	73-4181	3.0m未満
琴平町立榎井小学校	琴平町榎井 58-3	73-2494	3.0m未満
琴平町立琴平小学校	琴平町 145-1	73-2831	3.0m未満
琴平町立象郷小学校	琴平町上榎梨 26	73-2830	0.5m未満
琴平町立南こども園	琴平町 103	75-1022	3.0m未満
琴平町立北こども園 みのり棟	琴平町上榎梨 31-1	73-2523	0.5m未満
あかね保育園	琴平町 507-1	75-3060	3.0m未満
愛徳会 池田内科医院	琴平町 750 番地	73-2366	3.0m未満
グループホームこんぴら	琴平町 167	73-0811	3.0m未満
ふぁみりえ	琴平町 378-1	75-6565	3.0m未満
リトモ琴平	琴平町 355-1	75-5222	3.0m未満
サンライズこんぴら	琴平町榎井 451-1	58-8600	3.0m未満
社会福祉法人琴平福祉事業団 琴平老人の家	琴平町榎井 572-1	75-4070	3.0m未満

○金倉川水系金倉川の浸水想定区域図(令和8年3月27日指定)

金倉川流域の1日総雨量727mmの雨量を想定して作成されている。(概ね1,000年に1回程度の確率で発生する規模の降雨)

(8) 土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設一覧

施設名	所在地	電話番号	収容人員 (人)
社会福祉法人 あかね保育園	琴平町 507 番地 1	75-3060	120
愛徳会 池田内科医院	琴平町 750	73-2366	18

3 危険物等施設関係

(1) 一般取扱所

番号	名称	住所	電話番号
1	株式会社 村井住宅設備	琴平町苗田 1061-2	75-1221
2	ヴィスポことひら	琴平町五条 1022-1	75-0010
3	香川県広域水道企業団中部浄水場	琴平町下櫛梨 111-1	75-1117

(2) 給油取扱所

番号	名称	住所	電話番号
1	有限会社 竹内石油店	琴平町榎井 69-7	75-3623
2	株式会社 福岡商会	琴平町苗田 945-1	75-3356
3	琴平バス株式会社	琴平町 1228-2	73-3341

(3) 地下タンク貯蔵所

番号	名称	住所	電話番号
1	西日本電信電話株式会社 NTT 西日本琴平交換所	琴平町 316	73-4230
2	ことひら温泉琴参閣 (讃水)	琴平町 685-11	75-1000
3	中讃広域行政組合 仲善クリーンセンター	琴平町五条 1050	75-3074
4	ヴィスポことひら	琴平町五条 1022-1	75-0010
5	独立行政法人 水資源機構	琴平町榎井 891-2	73-4221

(4) 屋内タンク貯蔵所

番号	名称	住所	電話番号
1	株式会社 琴平花壇	琴平町 1241-5	75-3232
2	香川県広域水道企業団中部浄水場	琴平町下櫛梨 111-1	75-1117

(5) 屋内貯蔵所

番号	名称	住所	電話番号
1	株式会社 都村製作所	琴平町榎井 595	73-2251

4 気象関係

(1) 水位、雨量観測所

番号	種別	観測所	水防団 待機水位 (m)	氾濫 注意水位 (m)	位置	観測機関	備考
1	水位	高菰橋	0.65	1.40	仲多度郡 琴平町高菰	中讃土木事務所	金倉川 (テレメータ)
2	雨量	琴平	—	—	仲多度郡 琴平町榎井	中讃土木事務所	(テレメータ)
3	雨量	琴平	—	—	仲多度郡 琴平町榎井	(独)水資源機構 香川用水総合事業所	香川用水関係雨 量観測所(自記)

(2) 震度観測点

番号	地域名称	市町村名称	震度観測点名称	震度観測点所在地
1	香川県西部	琴平町	※琴平町榎井	琴平町榎井 817-10 琴平町役場敷地内

※地方公共団体の震度観測点である。

【資料編】 4 気象関係

(3) 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

【資料編】 4 気象関係

●木造建物(住宅)の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
		壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

5 消防水防関係

(1) 仲多度南部消防組合現勢

●仲多度南部消防組合（消防本部）

令和8年3月現在

面積 (km ²) R8.3.1 現在	人口・世帯数 R8.3.1 現在		署所数	
	人口(人)	世帯数 (世帯)	消防署数	分署 ・出張所 ・分遣所数
8.47	7,943	4,113	1	1

消防職員										
実員										条例 定数
消防 正監	消防 監	消防 司令長	消防 司令	消防 司令補	消防 士長	消防 副士長	消防士	その他 職員	計	
		1	7	32	6	11	4		61	68

普通消 防ポン プ自動 車 B 1以上	水槽付 消防ポン プ自動 車 B 1以上	はしご 付消防 ポンプ 自動車	はしご 付消防 自動車	屈折は しご付 消防ポン プ自動 車	大型高 所放水 車	泡原液 搬送車	化学消 防自動 車	救急 自動車	救助 工作車	資機材 搬送車
1	3		1					4	1	
林野火 災工作 車	指揮車	広報車	現調車	排煙・ 高発泡 車	水槽車	その他 小型動 力ポン プ	人員搬 送車	その他 の車両	計	
1	1		1				1	6	20	

(2) 消防団現勢

●琴平町消防団

令和8年3月現在

分団数	消防団員								条例定員
	実員								
	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	
5	1	2	3	5	12	14	53	90	100

普通消防ポンプ自動車 B1 以上	水槽付消防ポンプ自動車 B1 以上	小型動力ポンプ付積載車	その他の小型動力ポンプ	化学消防自動車	指揮車	運搬車
4	—	3	—	—	—	1

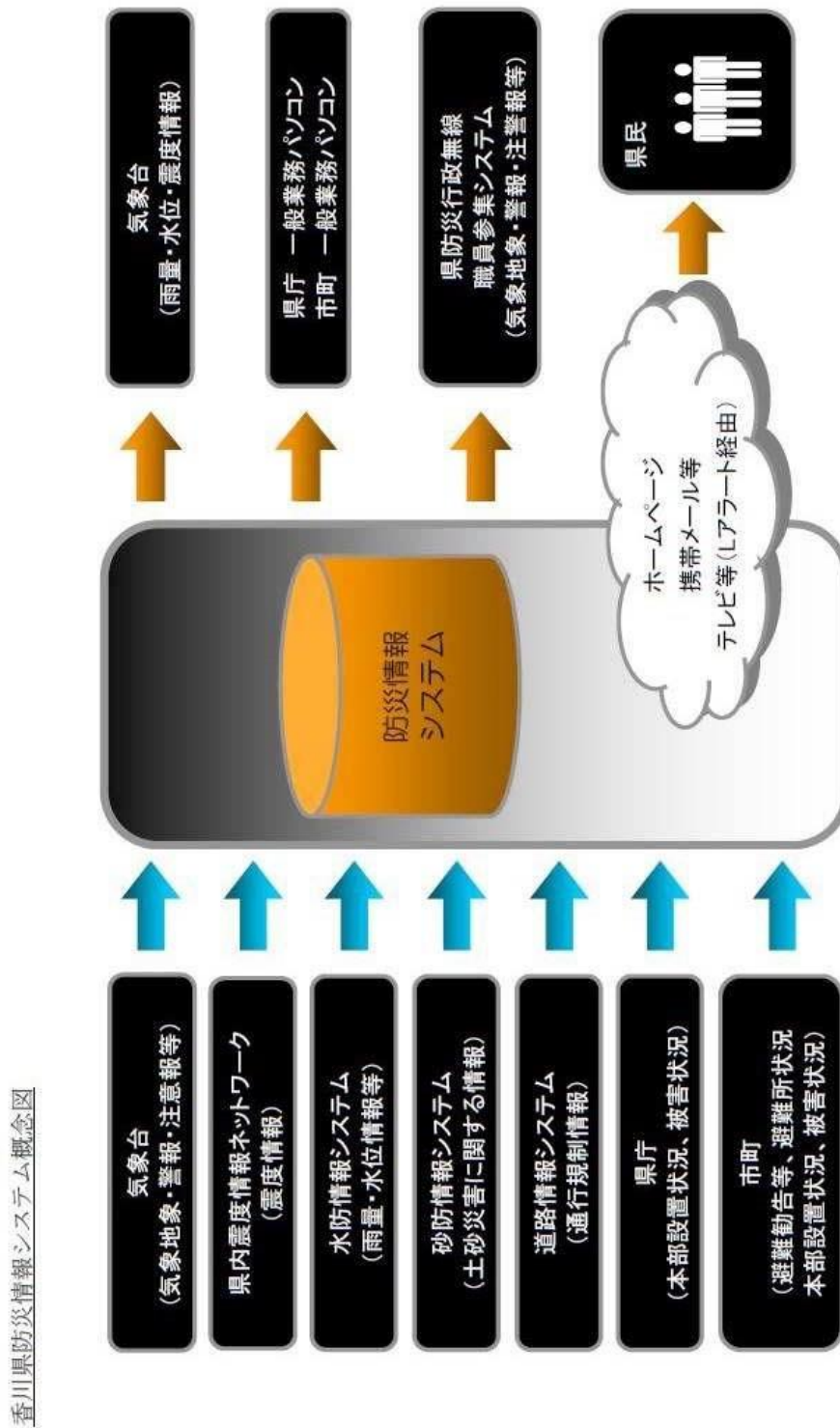
(3) 消防水利の現況

令和8年3月現在

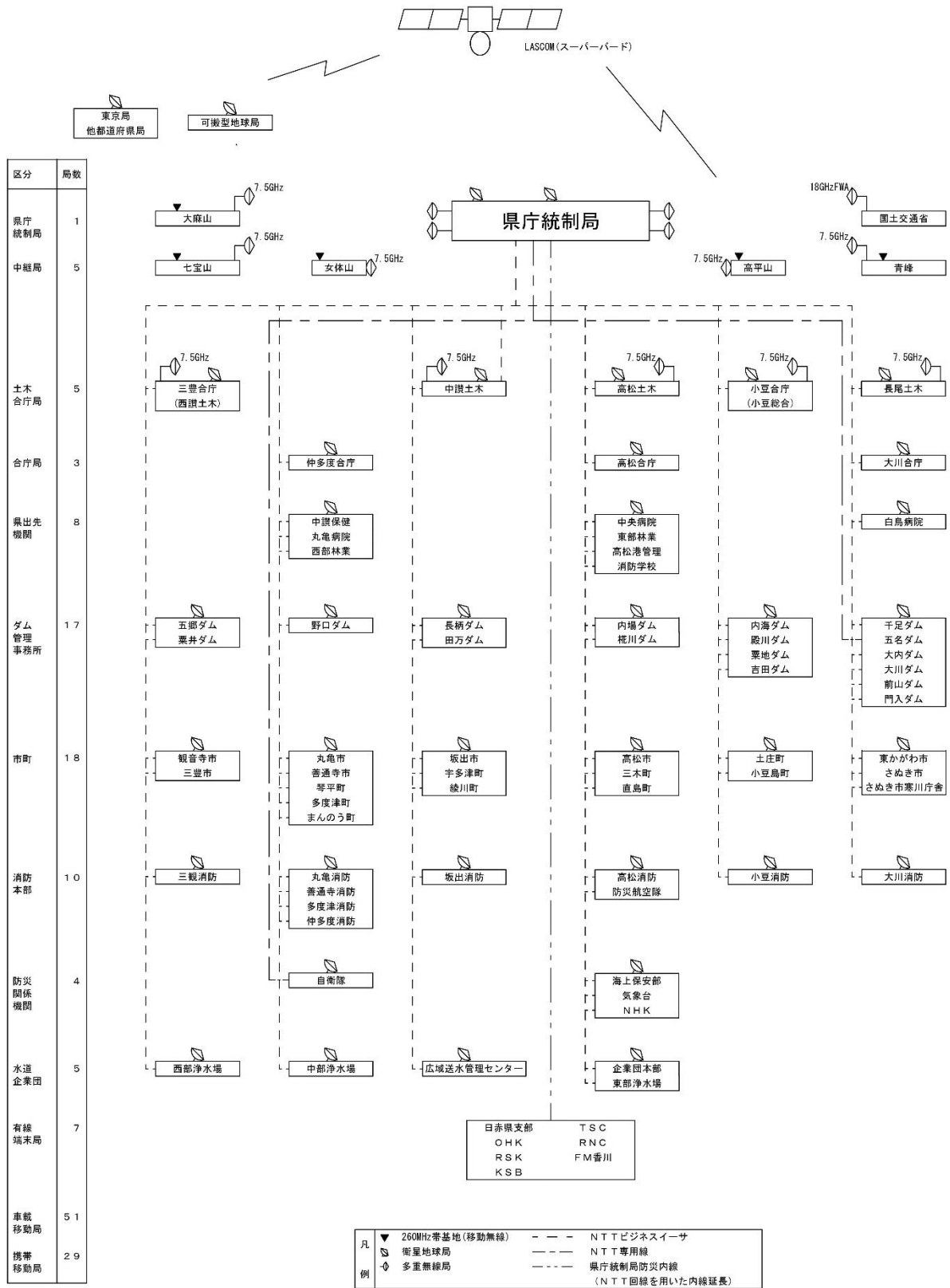
公設				私設				その他
防火水槽			井戸	防火水槽			井戸	
100m ³ 以上	40～100m ³ 未満	20～40m ³ 未満		100m ³ 以上	40～100m ³ 未満	20～40m ³ 未満		
5	13	2	—	4	4	—	—	30
計				消火栓				合計(A)～(E)の計
防火水槽			井戸					
100m ³ 以上(A)	40～100m ³ 未満(B)	20～40m ³ 未満(C)	(D)	計(E)	公設	私設		
9	17	2	—	203	203	—		231

6 通信施設関係

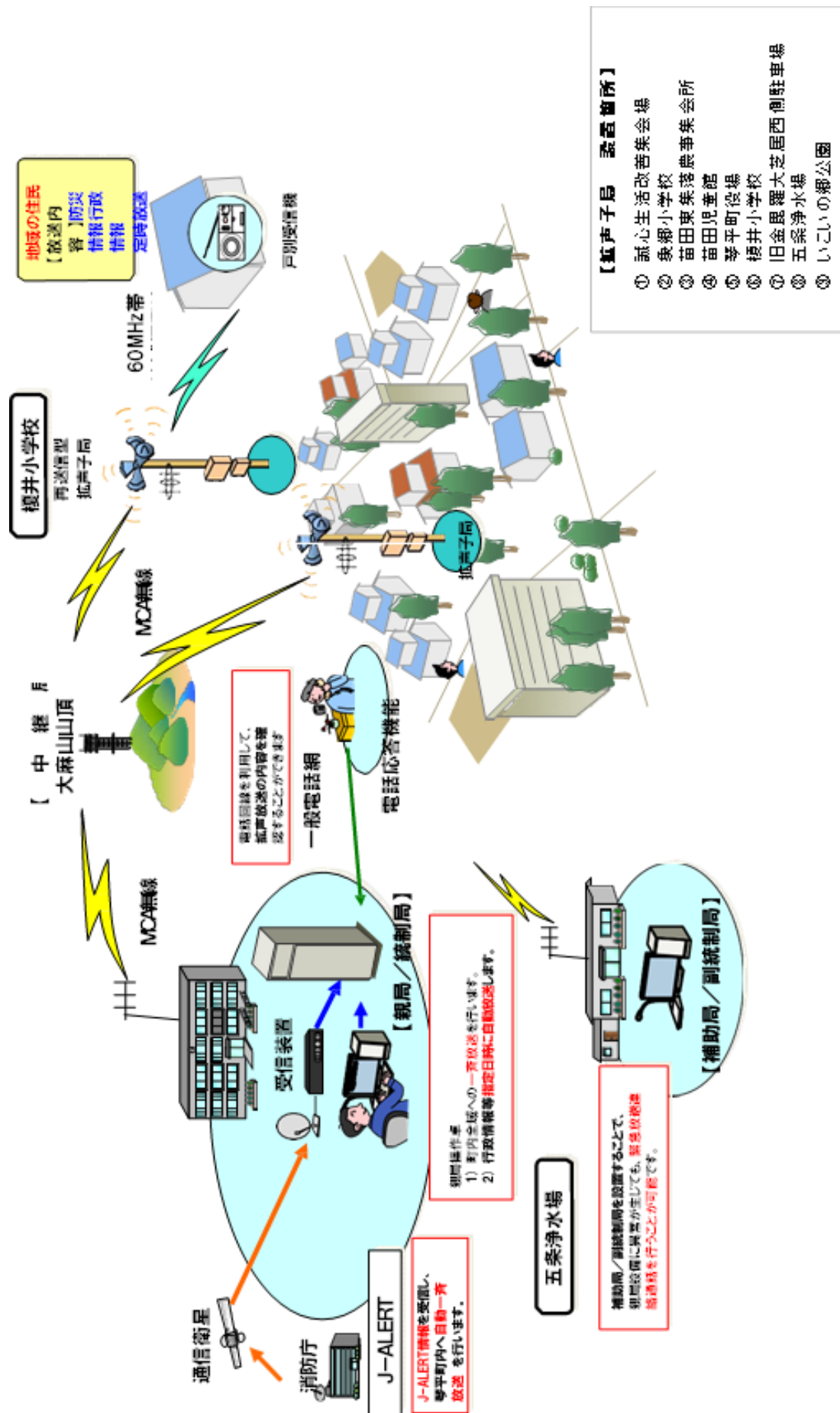
(1) 香川県防災情報システム



(2) 香川県防災行政無線施設



(3) 町防災行政無線システム



(4) 町防災無線通信施設

令和5年3月現在

同報無線						
整備方法	免許区分	設置場所	局数			
			親局	中継局	同報子局	
					屋外方式	個別方式
単独	防災行政用	町役場	1		9	1,075

移動無線									
整備方法	免許区分	基地局数	中継局数	移動局数					
				形態別			設置場所別		計
				車載型	可搬型	携帯型	役場等	消防機関	
単独	防災行政用	1		6	3	11	11	9	20

(5) 香川県地方通信ルート

①は、通常通信ルート ②～は、非常通信ルート

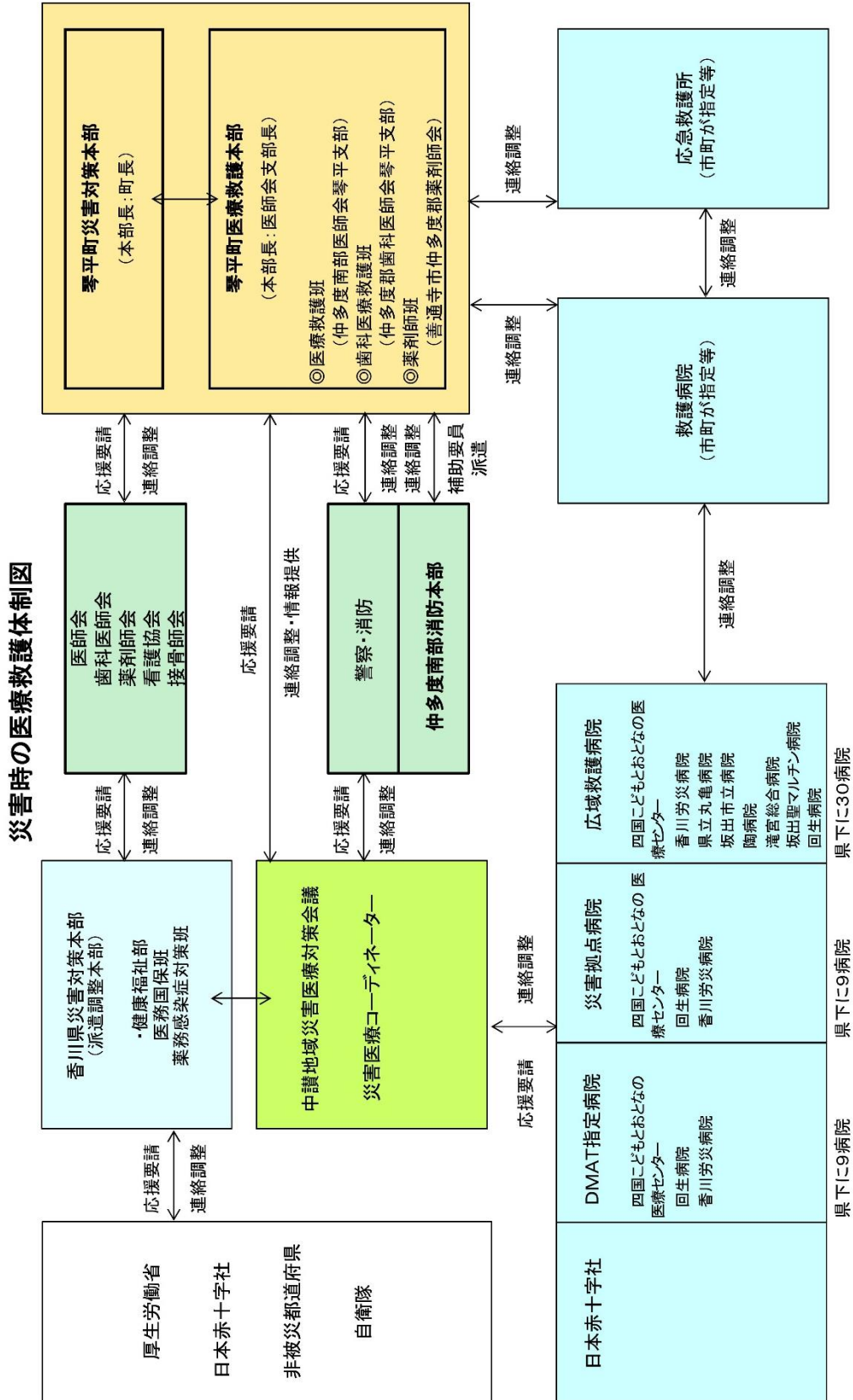
琴平町	琴平町役場 (企画防災課 TEL 0877-75-6711 FAX 0877-73-2120 県防(音声:衛星設備電話から)037-403-001 (FAX:衛星設備FAX から)037-403-002)
	①——香川県 (危機管理課)
	②……仲多度南部消防組合消防本部——高松市消防局——香川県 (危機管理課)
	③……琴平警察署——県警察本部——香川県 (危機管理課)
	④……水資源機構香川用水管理所——水資源機構吉野川本部——香川県 (危機管理課)
⑤……琴電琴平駅——琴電瓦町駅……香川県 (危機管理課)	

◇記号 ——無線区間 ～～有線区間 ……使送区間

- 参考 □香川県危機管理課 TEL 087-832-3183 (直通)、087-831-1111 (代表) FAX 087-831-8811
 県防(音声:衛星設備電話から)037-200-002
 県防(FAX:衛星設備 FAX から)037-200-004
 □仲多度南部消防組合消防本部 TEL 0877-73-4211 FAX 0877-73-4770
 □琴平警察署 TEL 0877-75-0110
 □(独)水資源機構香川用水管理所 TEL 0877-73-4223 FAX 0877-73-2649
 □高松琴平電気鉄道(株)琴電琴平駅 TEL 0877-75-3068

7 医療救護関係

(1) 災害時の医療救護体制



(2) 救護病院一覧表

番号	医療機関名	所在地	電話番号
1	池田内科医院	琴平町 750	73-2366
2	岩佐病院	琴平町榎井 775	73-3535
3	岩崎医院	琴平町 283	75-5161
4	大浦内科消化器科医院	琴平町榎井 853-28	75-1600
5	おおにし医院	琴平町 350-10	75-5101
6	森内科医院	琴平町 167	73-4188
7	やまもと耳鼻咽喉科	琴平町五條 636-3	75-4133
8	五条眼科医院	琴平町五條 210	75-5040
9	浜田眼科医院	琴平町榎井 873-3	73-3322
10	うつみ歯科医院	琴平町榎井 69-3	75-4182
11	塩田歯科医院	琴平町榎井 817-17	75-3497
12	前田歯科医院	琴平町 198	75-3873

(3) DMAT指定病院・災害拠点病院・広域救護病院一覧

●中讃地区

令和7年5月現在

	施設名	病床数	所在地	電話	備考
DMAT 指定病院	四国こどもとおとなの 医療センター	689	善通寺市仙遊町 2 丁目 1-1	0877-62-1000	
	回生病院	397	坂出市室町 3 丁目 5-28	0877-46-1011	
	香川労災病院	404	丸亀市城東町 3 丁目 3-1	0877-23-3111	
災害拠点 病院	四国こどもとおとなの 医療センター	689	善通寺市仙遊町 2 丁目 1-1	0877-62-1000	※
	回生病院	397	坂出市室町 3 丁目 5-28	0877-46-1011	※
	香川労災病院	404	丸亀市城東町 3 丁目 3-1	0877-23-3111	※
広域救護 病院	四国こどもとおとなの 医療センター	689	善通寺市仙遊町 2 丁目 1-1	0877-62-1000	※
	香川労災病院	404	丸亀市城東町 3 丁目 3-1	0877-23-3111	※
	県立丸亀病院	215	丸亀市土器町東 9 丁目 291	0877-22-2131	
	坂出市立病院	194	坂出市寿町三丁目 1 番 2 号	0877-46-5131	
	滝宮総合病院	191	綾歌郡綾川町滝宮 486	087-876-1145	
	坂出聖マルチン病院	196	坂出市谷町 1 丁目 4-13	0877-46-5195	
	回生病院	397	坂出市室町 3 丁目 5-28	0877-46-1011	※

※ 印は上部に既に掲載されている病院

8 保健・衛生関係

(1) 精神科医療機関

令和7年4月現在

●精神科病院

医療機関名	所在地		電話番号
	郵便番号	住所	
一般財団法人大西精神衛生研究所附属大西病院	761-8056	高松市上天神町 336 番地	087-865-3330
医療法人社団以和貴会 いわき病院	761-1402	高松市香南町由佐 113-1	087-879-3533
医療法人社団玉藻会 馬場病院	761-8031	高松市郷東町 580	087-881-4375
医療法人社団光風会 三光病院	761-0123	高松市牟礼町原 883 番地 1	087-845-3301
医療法人社団三愛会 三船病院	763-0073	丸亀市柞原町 366	0877-23-2341
医療法人社団中和会 西紋病院	763-0052	丸亀市津森町 595 番地	0877-22-5205
香川県立丸亀病院	763-8518	丸亀市土器町東九丁目 291 番地	0877-22-2131
医療法人社団五色会こころの医療センター五色台	762-0023	坂出市加茂町 963 番地	0877-48-2700
医療法人社団赤心会 赤沢病院	762-0024	坂出市府中町 325 番地	0877-48-3200
社会医療法人財団大樹会 総合病院 回生病院	762-0007	坂出市室町三丁目 5 番 28 号	0877-46-1011
独立行政法人国立病院機構 四国こどもとおとなの医療センター	765-8507	善通寺市仙遊町二丁目 1 番 1 号	0877-62-1000
医療法人清和会 清水病院	768-0040	観音寺市柞田町甲 1425 番地 1	0875-25-3749
三豊市立西香川病院	767-0003	三豊市高瀬町比地中 2986 番地 3	0875-72-5121
三豊市立みとよ市民病院	769-1101	三豊市詫間町詫間 6784 番地 206	0875-83-3001
医療法人社団和風会 橋本病院	768-0103	三豊市山本町財田西 902 番地 1	0875-63-3311
特定医療法人社団宝樹会 小豆島病院	761-4301	小豆郡小豆島町池田 2519 番地 4	0879-75-0570
香川大学医学部附属病院	761-0793	木田郡三木町池戸 1750 番地 1	087-898-5111
医療法人社団三和会 しおかぜ病院	764-0021	仲多度郡多度津町 堀江四丁目 3 番 19 号	0877-33-2545

●精神科及び心療内科を標榜する病院

医療機関名	所在地		電話番号
	郵便番号	住所	
医療法人財団博仁会 キナシ大林病院	761-8024	高松市鬼無町藤井 435 番地 1	087-881-3631
医療法人社団雙和会 クワヤ病院	760-0047	高松市塩屋町 1 - 4	087-851-5208
高松赤十字病院	760-0017	高松市番町四丁目 1-3	087-831-7101
高松市立みんなの病院	761-8538	高松市仏生山町甲 847 番地 1	087-813-7171
独立行政法人労働者健康安全機構 香川労災病院	763-8502	丸亀市城東町三丁目 3 番 1 号	0877-23-3111
医療法人仁寿会 吉田病院	763-0007	丸亀市宗古町 5 番地	0877-22-8101
松井病院	768-0013	観音寺市村黒町 739 番地	0875-23-2111

医療機関名	所在地		電話番号
	郵便番号	住所	
さぬき市民病院	769-2393	さぬき市寒川町 石田東甲 387 番地 1	0879-43-2521
医療法人社団清仁会 宇多津病院	769-0205	綾歌郡宇多津町浜五番丁 66-1	0877-56-7777
医療法人圭良会 永生病院	769-0311	仲多度郡まんのう町買田 221-3	0877-73-3300

●精神科及び心療内科を標榜する診療所

医療機関名	所在地		電話番号
	郵便番号	住所	
むらかわクリニック	760-0065	高松市朝日町二丁目 2 番 7 号 L-ビルディング 2 階	087-823-2525
メディカルカウンセリングルーム たなかクリニック	760-0017	高松市番町 3-3-17 プレシヤス番町ビル 4F	087-812-5556
心のケアクリニック	760-0014	高松市昭和町 2 丁目 16-7	087-861-7100
みのクリニック	760-0052	高松市瓦町二丁目 7-16-4 階	087-863-1155
えないメンタルクリニック	760-0076	高松市観光町 649-8	087-813-1613
医療法人社団なつめ会 美術館診療所	761-8013	高松市香西東町 433-1	087-881-2776
医療法人社団 しげなり内科医院	761-1405	高松市香南町池内 517 番地 15	087-879-0366
ゆりのき診療室	769-0102	高松市国分寺町国分 2090-1	087-874-2217
端岡厚生クリニック	769-0101	高松市国分寺町新居 469-6	087-874-0003
誠心メンタルクリニック	769-0101	高松市国分寺町新居 1362	087-813-7020
医療法人社団五色会 五色台クリニック	760-0023	高松市寿町一丁目 4-3	087-822-2311
医療法人高松神経内科クリニック	760-0027	高松市紺屋町 4-10	087-873-2228
屋島みちクリニック	761-0104	高松市高松町 2552-2	087-844-3933
あんどろ発達クリニック	761-8075	高松市多肥下町 517 番地 10	087-867-0234
医療法人社団光風会 竜雲メンタルク リニック	761-8075	香川県高松市多肥下町 466 番地	087-840-0735
全人クリニック	761-8058	高松市勅使町 62-4	087-867-1717
医療法人社団耕仁会 やまぐちクリ ニック	760-0018	高松市天神前 5 番 6 号 高松メディカルモール 5 階	087-832-5611
医療法人社団隆朗会やまもと医院	760-0062	高松市塩上町一丁目 4 番 10	087-837-0707
磯島クリニック	760-0054	高松市常磐町 2-3-6	087-862-5177
大饗内科消化器科医院	761-8081	高松市成合町 728-7	087-885-1233
よしまつクリニック	760-0021	高松市西の丸町 2-17 宮脇書店ビル 2 階	087-811-7333
ほそかわクリニック	760-0017	高松市番町 1 丁目 2-19 安西ビル 2 階	087-811-3252
ゆいメンタルクリニック	761-8071	高松市伏石町 2150 番地 5	087-897-7277
仏生山駅前診療所	761-8078	高松市仏生山町甲 271-10	087-802-2086
古新町こころの診療所	760-0025	高松市古新町 10-3 砂屋ビル 6 階	087-802-2205

【資料編】 8 保健・衛生関係

医療機関名	所在地		電話番号
	郵便番号	住所	
西春日小児科医院	761-8052	高松市松並町 559-3	087-867-7070
さんあいクリニック	760-0079	高松市松縄町 1005 番地 3	087-816-3192
阿部内科クリニック	760-0071	高松市藤塚町 1-4-11	087-837-3131
丸亀メンタルクリニックソフィア	763-0023	丸亀市本町 105-1 丸亀フロントビル 4 階	0877-58-0123
つばさクリニック	762-0025	坂出市川津町 2495-1	0877-45-8886
こころメンタルクリニック	769-2101	さぬき市志度 1900 番地 7 牟礼ビル 2 階南	087-894-0011
凶子メンタルクリニック	769-2101	さぬき市志度 2383 番地 1	087-870-2355
医療法人社団海星 みなと診療所	761-4131	小豆郡土庄町伊喜末 81 番地 32	0879-61-1071
森岡メンタルクリニック	761-0612	木田郡三木町氷上 403-5	087-891-9877
松浦こどもメンタルクリニック	769-0206	綾歌郡宇多津町 浜六番丁 78 番地 12	0877-56-7358
やましろクリニック	769-0209	綾歌郡宇多津町 浜九番丁 142 番地 6	0877-41-1028
医療法人社団有隣会 溝渕クリニック	761-2305	綾歌郡綾川町滝宮 555 番地 1	087-876-0056
医療法人社団相愛会 川口医院	766-0017	仲多度郡まんのう町 炭所西 1528 番地 1	0877-79-0711

(2) 一般廃棄物処理施設

●ごみ焼却施設

令和 6 年 4 月現在稼働中

名称	設置主体	利用市町	使用開始 年度	規模 (t/日)	所在地
仲善クリーンセンター	中讃広域行政 事務組合	善通寺市 琴平町 まんのう町	H9	90	仲多度郡琴平町 五条 1050

●し尿処理施設

令和 6 年 4 月現在稼働中

名称	設置主体	利用市町	使用開始 年度	処理能力 (kl/日)	処理 方式	所在地
瀬戸グリー ンセンター	中讃広域 行政事務 組合	丸亀市、善通寺市、 三豊市、琴平町、 多度津町、まんのう町	H5	174	標脱	仲多度郡多度津町 堀江 5-11

●再生利用施設

令和6年4月現在稼働中

名称	設置主体	利用市町	使用開始年度	処理能力(t/日)	処理方式	所在地
善通寺市 未来クルパーク21	善通寺市	善通寺市、 まんのう町	H12	21	併用	善通寺市原田町 43

●最終処分場

令和6年4月現在稼働中

名称	設置主体	利用市町	使用開始年度	全体容量(m³)	所在地
エコランド林ヶ谷	中讃広域行政 事務組合	丸亀市、善通寺市 琴平町、多度津町 まんのう町	H10	365,000	仲多度郡まんのう町 追上 325-27

(3) 一般廃棄物収集運搬車両

令和4年度実績 (積載量単位: ごみ t, し尿 kl)

ごみ収集運搬車					
直営		委託		許可	
台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量
5	7	0	0	70	220
し尿収集運搬車					
直営		委託		許可	
台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量
0	0	0	0	14	49

(4) 火葬場

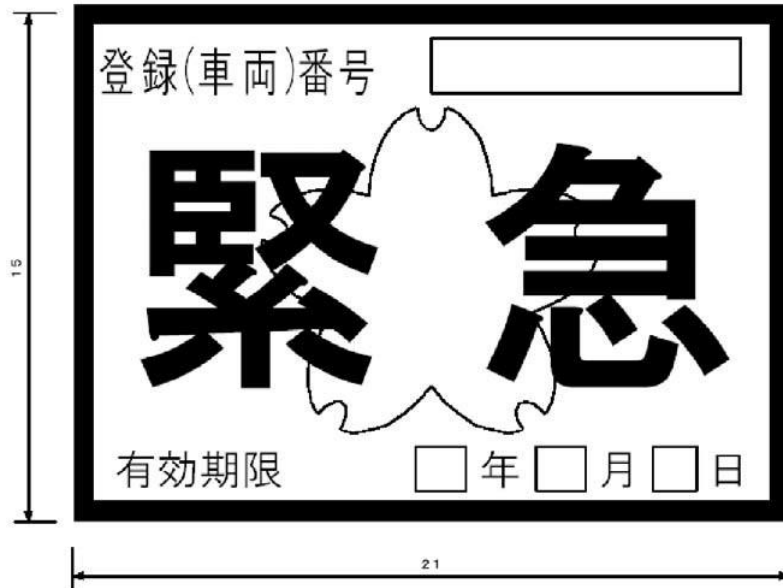
令和2年10月現在

名称	所在地	電話番号	FAX番号	火葬炉数
琴平町斎場	仲多度郡琴平町1262番地4	0877-75-1021		2

9 交通・輸送関係

(1) 緊急通行車両の標章及び確認証明書

●緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さは、センチメートルとする。

●緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書		
		知 事 ① 公安員会 ②
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	
	氏 名 又 は 名 称	
有 効 期 限		
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

【資料編】 9 交通・輸送関係

(2) 緊急輸送路

●県による制限区域

【第1次輸送確保路線】

路線名	区間
国道 32 号	高松市田村町～琴平町～三豊市財田町

【第2次輸送確保路線】

路線名	区間
国道 377 号	まんのう町買田～観音寺市豊浜町姫浜
県道丸亀三好線	琴平町五條
県道岡田善通寺線	琴平町上榎梨～善通寺市大麻町
県道炭所東琴平線	まんのう町四條～琴平町五條
県道原田琴平線	琴平町榎井
県道琴平停車場琴平公園線	琴平町榎井
県道大麻琴平買田線	善通寺市大麻町～琴平町

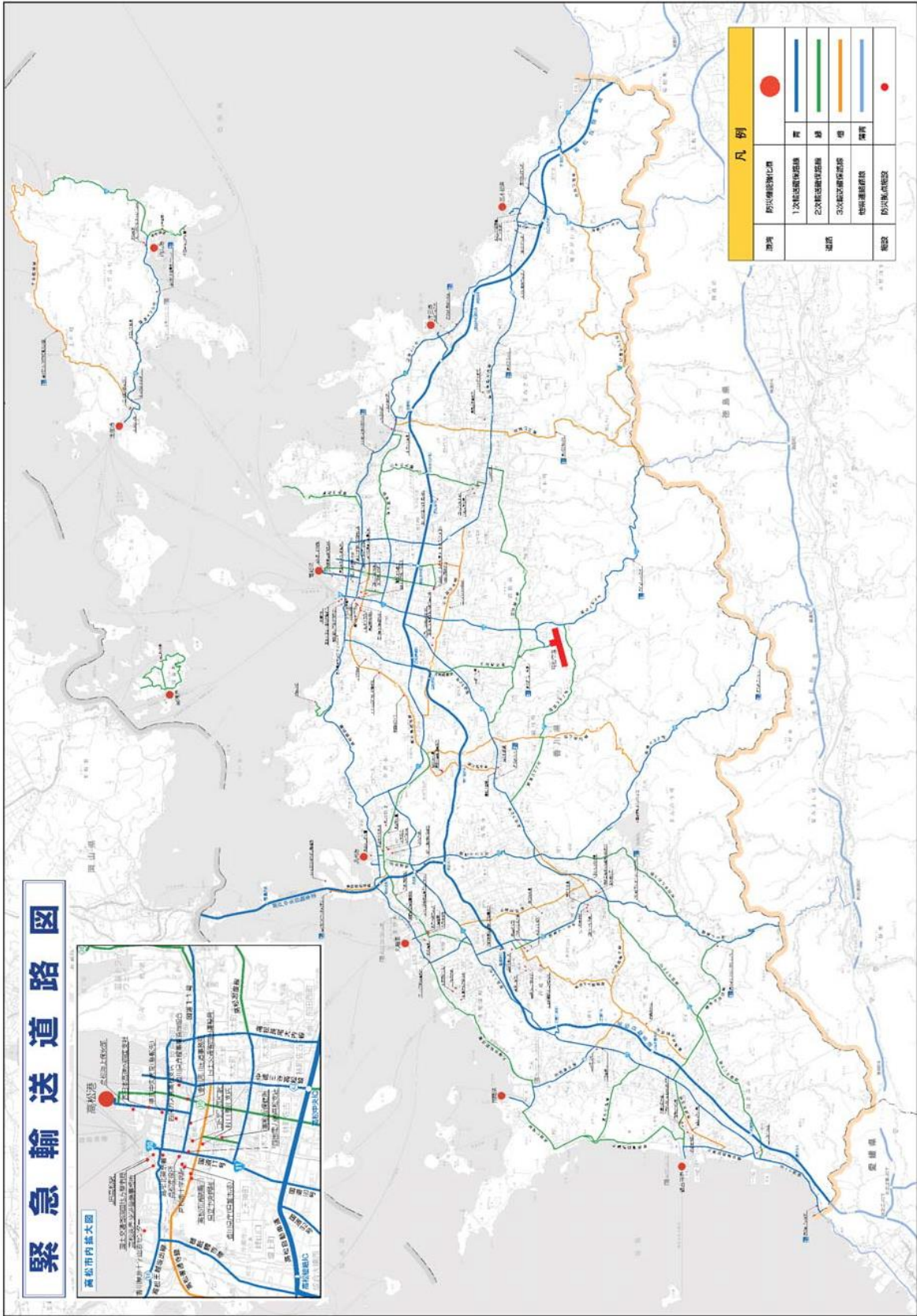
【第3次輸送確保路線】

路線名	区間
県道高松琴平線	琴平町榎井～丸亀市綾歌町岡田上

●町による制限区域

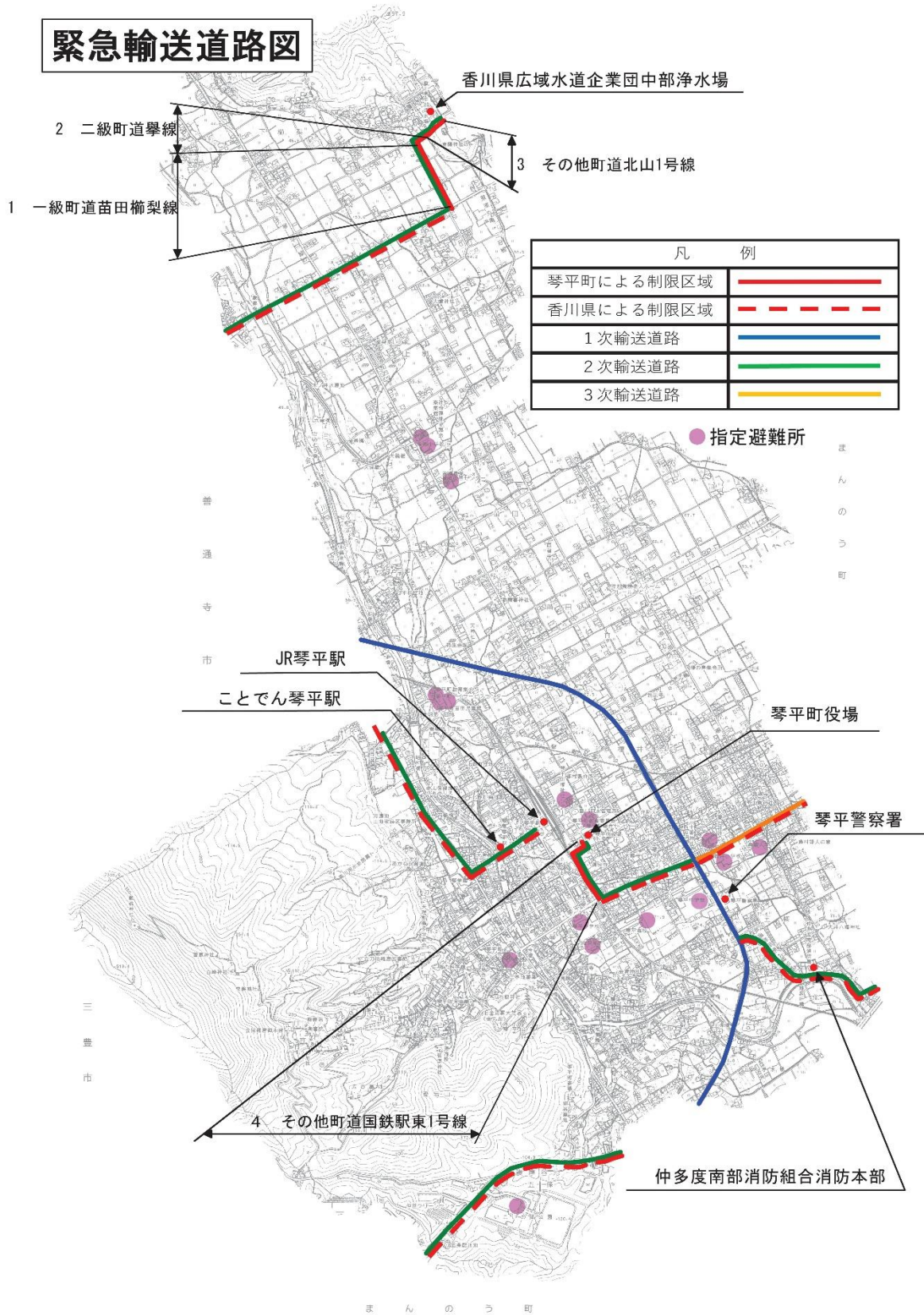
【第2次輸送確保路線】

路線名	区間
一級町道苗田榎梨線	琴平町上榎梨～下榎梨
二級町道舉線	琴平町下榎梨
その他町道北山1号線	琴平町下榎梨
その他町道国鉄駅東1号線	琴平町榎井



(3) 緊急輸送路線確保計画

地震等の災害時に、優先的に道路啓開を図るべき路線を設定



10 避難収容関係

(1) 指定緊急避難場所一覧

令和7年4月現在

指定緊急避難場所名	住所	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
		洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水 氾濫		
琴平町立榎井小学校	琴平町榎井 58-3	○	○		○		○	○	○	444
琴平町立榎井公民館	琴平町榎井 85-3	○	○		○		○	○	○	108
琴平町立琴平中学校	琴平町五條 661-1	○	○		○		○	○	○	1,263
旧琴平町立南幼稚園	琴平町 102-1	○	○		○		○	○		133
琴平町立南こども園	琴平町 103	○	○		○		○	○	○	313
琴平町立琴平小学校	琴平町 145-1	○	○		○		○	○	○	444
琴平町総合センター	琴平町榎井 817-9	○	○		○		○	○	○	270
琴平町社会福祉センター	琴平町榎井 891-1	○	○		○		○	○	○	65
琴平町文化会館	琴平町 758-1	○	○		○		○	○	○	41
琴平町ふれあい交流館	琴平町苗田 995-4	○	○		○		○	○	○	65
琴平町デイ・サービスセンター	琴平町苗田 1020-1	○	○		○		○	○	○	80
琴平町立教育集会所	琴平町苗田 1020-1	○	○		○		○	○	○	40
琴平町立北こども園 めばえ棟	琴平町苗田 634-1		○		○		○		○	163
象郷農業構造改善センター	琴平町苗田 631-3		○		○		○		○	90
琴平町立象郷小学校	琴平町上榎梨 26	○	○		○		○	○	○	337
琴平町立北こども園 みのり棟	琴平町上榎梨 31-1	○	○		○		○	○	○	137
いこいの郷公園	琴平町五條 1022-1	○	○		○		○	○	○	1,730
香川県立琴平高等学校	琴平町 142-2	○	○		○		○	○	○	1,999
香川県立農業大学校	琴平町榎井 34-3	○	○		○		○	○	○	375
計		17	19	0	19	0	19	17	18	8,097

【資料編】10 避難収容関係

(2) 指定避難所一覧

令和7年4月現在

指定避難所名	住所	指定緊急避難場所 との重複	指定福祉 避難所	想定収容 人数
琴平町立榎井小学校	琴平町榎井 58-3	○		269
琴平町立榎井公民館	琴平町榎井 85-3	○		65
琴平町立琴平中学校	琴平町五條 661-1	○		758
琴平町立南こども園	琴平町 103	○		189
琴平町立琴平小学校	琴平町 145-1	○		269
琴平町総合センター	琴平町榎井 817-9	○		163
琴平町社会福祉センター	琴平町榎井 891-1	○		39
琴平町文化会館	琴平町 758-1	○		24
琴平町ふれあい交流館	琴平町苗田 995-4	○		39
琴平町デイ・サービスセンター	琴平町苗田 1020-1	○		48
琴平町立教育集会所	琴平町苗田 1020-1	○		24
琴平町立北こども園めばえ棟	琴平町苗田 634-1	○		98
象郷農業構造改善センター	琴平町苗田 631-3	○		54
琴平町立象郷小学校	琴平町上櫛梨 26	○		204
琴平町立北こども園みのり棟	琴平町上櫛梨 31-1	○		83
いこいの郷公園	琴平町五條 1022-1	○		1,048
香川県立琴平高等学校	琴平町 142-2	○		1,211
香川県立農業大学校	琴平町榎井 34-3	○		227
計		18	0	4,812

11 備蓄・調達関係

(1) 琴平町災害時緊急物資備蓄計画（令和7年11月）

1 目的

大規模災害発生時において、町民の生命、健康を確保するため、発災直後から数日の間に必要となる物資の備蓄について、県の「基本的考え方」、琴平町地域防災計画の「食料・飲料水及び生活物資確保計画」及び近年の大規模災害の教訓を踏まえ、町の備蓄について基本的な考え方、備蓄の方法、品目、数量等について明らかにする。

2 基本的考え方

(1) 住民（自助）備蓄

少なくとも3日程度の必要な物資の確保に努め、避難の際には携行（努力目標）することを継続的に啓発する。

(2) 公的備蓄

家屋の被災などにより備蓄物資が取り出せない住民（避難者）を対象に「生命の維持及び最低限の生活レベルの維持」に必要な物資を県と町で1日に必要な物資の町が2/3、県が1/3をそれぞれ備蓄する。

また、発災から4日目以降は、国からのプッシュ型支援が期待でき、住民と町により、最低3日間分の物資を確保する必要がある。

食料等については、住民が3日間分を携行し避難すれば対応できるが、これまでの災害における住民の避難状況、住民が備蓄物資を携行する可能性から考えると、町として最大2日と2/3日分（県の配布分（1/3日分）を含めた場合、3日分）の食料や生活物資を備蓄することを努力目標とする。

3 備蓄対象避難者数

R7年度県公表の「香川県地震・津波被害想定（第2次公表）」における南海トラフを震源とする最大クラス（L2）の地震が発生した場合の避難所への避難者数に避難所へ食料を求めた食料需要者数を加えた数とする。

被害想定 総避難者数 760		食料需要者数②	備蓄対象避難者数 (①+②)
避難所避難者数①	避難所外避難者数		
450	300	90 (①×0.2)	540

※食料需要者数：県が算定根拠としているもので、避難所への避難者以外で、食料を求める避難者数（阪神淡路大震災時の事例から20%としている。）

4 備蓄の方法

町としては、現物備蓄を基本とする。

5 備蓄物資

町における備蓄は自助・共助を補完する目的ではあるが、町は防災の1次的責任を有する基礎的な地方公共団体として災害に備えて、避難者のため発災直後の生命維持や生活に最低限必要な飲料水や食料、生活用品等を備蓄と避難所運営に

必要な資器材等の確保に努めることとする。

(1) 食料・飲料水、生活に必要な物資等の備蓄にあたり考慮する事項

- ア 高齢者、乳幼児等要配慮者に必要な物資の備蓄
- イ 男女のニーズの違いに起因する物資の備蓄
- ウ 食物アレルギーに対応する食料等の備蓄

(2) 避難所運営に必要な資器材の備蓄

良好な避難所環境の確保のため、簡易トイレ（必要とする薬剤等含む）、発電機、投光器、間仕切り等を備蓄する。

6 具体的な備蓄物資

(1) 食料及び飲料水

命を守るために最低限必要な食料及び飲料水を備蓄する。

品 目	備 考
乾燥米 (アルファ化米)	対象：全避難者 高齢者、乳幼児及びアレルギー体質等の人にも対応できる、アルファ化米を選定、備蓄
レトルト食品等	対象：全避難者 アルファ化米以外の主食としてレトルト食品等を備蓄
調整粉乳	対象：乳幼児 乳幼児用として、調整粉乳を備蓄 アレルギー体質の乳幼児に対応できる粉乳も備蓄
飲料水	対象：全避難者 飲料用として長期保存が可能な飲料水を備蓄 1人1日当たり3ℓを基準とし、500ml ペットボトルでの備蓄を基本とする

(2) 生活必需品

避難所生活を送る上で必要な生活必需品を備蓄する。

品 目	備 考
毛布	対象：全避難者 代替品としてアルミブラケットも含み備蓄
タオル	対象：全避難者 フェイスタオルを備蓄
紙おむつ	対象：乳幼児、おむつが必要な寝たきり高齢者等 乳幼児用、大人用おむつを備蓄
生理用品	対象：10歳～60歳女性
哺乳瓶	対象：乳幼児 煮沸の必要がない哺乳瓶を備蓄
トイレットペーパー ごみ袋 ポリエチレン手袋 ビニールラップ	対象：全避難者 避難所の生活環境保持のために備蓄
食器セット	食事時の利便性を図るために備蓄
紙コップ	高齢者や乳幼児等が、飲料水を飲む場合に使用するコップとして備蓄

7 備蓄目標

(1) 避難所に必要な資器材

避難所運営に必要な資器材を備蓄する。

品 目	
簡易トイレ（凝固剤）	トイレテント、プライベートルーム
間仕切り	簡易ベッド（段ボールベッド等）
懐中電灯	発電機（ガソリン缶）
コードリール	投光器
ランタン（LED）	

(2) 感染症対策物資

避難所の衛生環境確保に必要な資器材を備蓄する。

品 目	
マスク	非接触型体温計
フェイスシールド	手指消毒液
キッチンペーパー	

食料、飲料水、生活必需品及び資機材等の備蓄目標は、備蓄対象避難者数、指定避難所数等を根拠に、性別、年齢等を考量して算定する。

食料、飲料水及び生活必需品については、1日分の必要数を原則、町が2/3・県が1/3備蓄する、それ以外の物資については、町で3日分を備蓄する。

(3) 食料及び飲料水

備蓄対象避難者数540名を算定根拠として、2/3日（2食分）

品 目	最低備蓄必要量
アルファ化米 乾パン等	540人×3食×2/3=1,080食（1日の2/3） 合計 1,080食
アルファ化米に使用する水（1袋160ml）	1,080食÷3=360本（500mlペットボトル） ※500mlペットボトル1本で3食分
調整粉乳 （※1日分） ※県の備蓄が0のため	540人×0.69%×140g=521g ・0～1歳児（56人/8,016人）の町人口に占める割合 0.69% ・乳児が1日に必要とする量 140g
調整粉乳 （アレルギー対応） （※1日分） ※県の備蓄が0のため	540人×0.69%×3%=1,1人（140g以下は140g） ・0～1歳児の町人口に占める割合 0.69% ・乳児が1日に必要とする量 140g ・アレルギー体質乳児の割合 3%（県資料使用） ・最低1名分の備蓄を確保するため最低備蓄必要量として140gを確保
飲料水	540人×3食×2/3日=1,080食（500ml×2,160本） 合計 1,080食

（2025.11.1住民基本台帳より算出する）

(4) 生活必需品

避難所避難者数（450名）及び指定避難所数（指定避難所の2/3の数）を算定根拠として算定する。

品 目	備 蓄 目 標
毛布	450×2/3=300 県が1/3分（県からはアルミブラケット等150枚配分予定）
タオル	450×1=450枚
紙おむつ （乳幼児用）	450人×1.1%×8枚×2/3=27枚 450人×1.1%×8枚×2日=80枚 合計 約110枚 ・0～2歳児の割合1.1% ・1日の使用枚数8枚 ・1日分は町が2/3・県が1/3
紙おむつ （大人用）	450人×0.5%×8名×2/3=12枚 450人×0.5%×8枚×2=36枚 合計 48枚 ・寝たきり高齢者の割合0.5%（県資料） ・1日の使用枚数8枚 ・1日分は町が2/3・県が1/3
生理用品 （※3日分） ※県の備蓄が0のため	450人×5.7%×1パック=25パック 3日分=25パック×3日分=75パック（75パック×12枚=900枚） ・10～60歳女性の全町人口に対する割合24.31% ・生理期間が月7日として、24%×7/30=5.7% ・1人1日使用数1パック（12枚入りパックを想定）
哺乳瓶	450人×0.69%×3日=9瓶 ・0～1歳児の町人口に占める割合0.69% ・1日1本の哺乳瓶を使用
トイレット ペーパー	12カ所×2パック×3日=72パック=864ロール ・1パック（12ロール）
ゴミ袋	12カ所×1セット（100枚）=12セット=1,200枚
ポリ手袋	12カ所×1セット（10枚程度）×2カ所×3日=72セット=720枚 ・配食等、トイレ清掃に使用
ビニールラップ	12カ所×2本×3日=72本 ・食事の配分、配食後の保存（おにぎり）等に使用
食器セット	避難所避難者数450人+食料需要者90人=540セット
紙コップ	450人×（1.1%+0.5%）×3日×3食=65個 ・0～3歳児と寝たきり高齢者の割合1.6%

(5) 避難所に必要な資器材

避難所避難者数 450 名及び指定避難所の約 2/3 の 12 カ所を算定根拠とする。

品 目	備 蓄 目 標
簡易トイレ	12 カ所×6 セット=72 セット ・各施設 6 セット配置
凝固剤	750 人×5 回 (1 日) ×3 日=11,250 個 ※トイレ使用者は総避難者数で算定
トイレテント	72 セット×1 張り=72 張
プライベートルーム	12 カ所×4 張=48 張 ・各避難所に更衣、授乳用として 4 張 ・段ボールパーティションを含む
簡易ベッド	12 ヶ所×6 基=72 基
段ボールベット	12 ヶ所×2 基=24 基
懐中電灯	12 か所×2 個=24 個 ・各施設 2 個配置
懐中電灯用電池	24 個×4 本=96 本 ・懐中電灯 1 個につき 4 本
間仕切り	12 カ所×10 張=120 張 ・各避難に 10 張 ・家族用間仕切り (パーティション) ・本町の世帯平均人数は 1.9 名 ・災害用パーティションを含む ・段ボールシートで代用可能 (1 個作成に 6 枚使用) (段ボールシート 600 枚保有)
発電機	12 カ所×1 台=12 台 ・各避難所に 1 台
ガソリン缶	12 カ所×1 缶=12 缶 ・各発電機に 1 缶
コードリール	12 カ所×2 個=24 個 ・各発電機に 2 個 (屋内、屋外トイレ)
投光器	12 カ所×1 基=12 基 ・各避難所内の照明として 1 基
ランタン (LED)	48 セット×1 個=48 個 ・トイレ用テントに 1 個

(6) 感染症対策物資

品 目	備 蓄 目 標
マスク	450 人×3 枚=1,350 枚
非接触型体温計	1 避難所あたり 1 個 12 か所×1 個=12 個
フェイスシールド	1 避難所あたり 5 個 12 か所×5 個=60 個
手指消毒液	10 本×12 か所×0.50=600
キッチンペーパー	1 避難所あたり 2 ロール 12 か所×2 ロール=24 ロール

8 備蓄物資の整備（取得）計画

令和8年度から調達を開始し、現在の備蓄物資と合わせ、3年をめどに備蓄目標を達成する。ただし食料・飲料水に関しては賞味期限の分散を考慮して5年間をかけて目標数へ調整する。（食料用の水を令和8年度から計上する。）

また町及び自治会等が行う防災訓練等で活用し、町民に対する啓発を行う。

9 備蓄場所

食料及び飲料水を指定避難所である琴平中学校備蓄倉庫、琴平小学校、榎井小学校、象郷小学校に分散備蓄する。

また、資機材等は消防団本部施設へも備蓄する。

10 家庭内備蓄の促進

町民に対して、ローリングストックによる備蓄方法の啓発も含め、3日間程度の食料及び飲料水、生活必需品等の家庭内備蓄を出前講座、防災訓練及び小学校等での訓練時に呼びかける。

【家庭内備蓄品の例】

飲料水（1人1日3ℓ）	非常用給水袋	アルファー化米
乾パン	レトルト食品	即席ラーメン
缶詰類	切り餅	即席スープ・味噌汁
ビスケット類	塩	上着・下着・靴下
懐中電灯（予備電池）	卓上コンロ・ガスボンベ	固形燃料
鍋・薬缶	ラップ	タオル・バスタオル
毛布	雨具	皿・コップ（紙等）
割りばし・スプーン等）	歯ブラシ・石けん	携帯電話充電器
新聞紙等	使い捨てカイロ	安全ピン

11 最低限必要な資器材以外で、現在保有する資機材

計画的・継続的な調達は実施しないが、避難所生活の充実等のため、損耗及び必要に応じて、調達する。
（令和7年11月現在）

品 目	保有数	品 目	保有数
テント（屋根のみ）	6	浄水装置	3
給水袋	400	担架	15
どのお袋	800	ハンドメガホン	5
カセットコンロ	40	カセットコンロ用ボンベ	96
リヤカー	5	災害用手動タンクポンプ	3
スコップ	20	ツルハシ	7
オノ（大2、小4）	6	ナタ	3
ノコギリ	4	カマ	12
ペンチ	5	バケツ	50
エンジンカッター	2	油圧コンビツール	2
チェーンソー	2	切創防止用保護衣	3
AED	6	ボート	2
ライフジャケット	26	ラジオ（個別受信機）	113

年度別備蓄計画

1 食料及び飲料水

品 目	最低備蓄 必要量 (2/3 日分)	目標量 (2 日・ 2/3 日分)	単 位	保有量 (R. 7. 11 . 1 現在)	8 年度	9 年度	10 年度
アルファ化 米 乾パン等	1,080	4,320	食	アルファ化米 1,600 乾パン 0	300 賞味期限に随 時対応し目標 数を旨指す	300 賞味期限に随 時対応し目標 数を旨指す	300 賞味期限に随 時対応し目標 数を旨指す
調整粉乳	521 (1 日分)	1,563 (3 日分)	g	1,090	毎年調達 (賞味期限が 1 年程度のため)		
調整粉乳 アレルギー 対応	140 (1 日分)	420 (3 日分)	g	340	毎年調達 (賞味期限が 1 年程度のため)		
飲料水	2,160 1,080	6,480 32,400	500 ml 本 ℓ	(3,648 -360) =3,288 ※360⇒ 食料用 1,644	480 240 賞味期限に随 時対応し目標 数を旨指す	480 240 賞味期限に随 時対応し目標 数を旨指す	480 240 賞味期限に随 時対応し目標 数を旨指す
アルファ化 米に使用す る水 (1 袋 160 ml)	500 ml で 約 3 食分 可能 1,080 食 ÷3=360	4,320 食 ÷ 3=1,440	500 ml 本	360 ※備蓄 飲料水 から	120	120	120

※ アルファ化米、レトルト食品等は、逐次賞味期限の前年に訓練等で使用し、目標数を確保する数量を調達する。

【資料編】11 備蓄・調達関係

2 生活必需品

品目	目標量	単位	保有量	8年度	9年度	10年度
毛布	300	枚	674	0	0	0点
タオル	450	枚	50	200	200	0
紙おむつ (乳幼児用) 更新目安3年	321 (3日分)	枚	1,242	300	300	300
紙おむつ (大人用) 更新目安3年	144 (3日分)	枚	66	40	40	40
生理用品 (1パック12枚換算) 更新目安3年	900 (3日分)	枚	390	300	300	300
哺乳瓶	9	本	9	0	0	0
トイレットペーパー	420	ロール	432	0	0	0
ごみ袋	1,200	枚	0	1,200	0	0
ポリ手袋	720	枚	0	720	0	0
ビニールラップ	72	本	0	36	36	0
食器セット	312	セット	300	12	0	0
紙コップ	65	個	300	0	0	0

3 避難所に必要な資器材

品目	目標量	単位	保有量	8年度	9年度	10年度
簡易トイレ	72	セット	48	15	9	0
凝固剤	11,250	セット	3,280	3,000	3,000	0
トイレテント	72	張	35	15	15	0
プライベートルーム (段ボールパーティション含む)	48	セット	29	10	10	0
簡易ベッド	72	基	33	20	19	0
段ボールベット	24	基	25	0	0	0
懐中電灯	24	個	12	0	0	12
電池(単一)	96	本	0	0	96	0
間仕切り (段ボールシート6枚で代用可)	120	張	190	0	0	0
発電機	12	台	17	0	0	0
ガソリン缶	12	缶	12	0	0	0
コードリール	24	個	17	0	7	0
投光器	12	基	19	0	0	0
ランタン (LED)	48	個	48	0	0	0
ランタン用電池 (1台当たり単一3本)	144	本	100	0	44	0

4 避難所における感染対策物資

品 目	目標量	単位	保有量	8年度	9年度	10年度
マスク(県基準) 450人×3日分	1,350	枚	1,000	400	0	0
手指消毒液 10本×12ヶ所×10=120 県基準1避難所あたり10本	12	ℓ	20	10		10
キッチンペーパー 1避難所2ロール×12	24	ロール	8	8	0	8
非接触型体温計 1避難所1×12	12	個	12	0	0	0
下記 県預り分記載	—	—	—	—	—	—
マスク		枚	3,800			
手指消毒液		ℓ	9			
袖付きエプロン		着	200			
防護服		着	10			
シューズカバー		足	50			
帯電無塵帽		個	100			
フェイスシールド		個	140			
ジョイントマット		枚	256			
布団一式 (敷き・掛け布団・まくら)	120	セット	120	0	0	0

※布団一式については、令和7年度中に県から貸出予定

1.2 職員用備蓄

琴平町業務継続計画における非常時優先業務に必要な職員（会計年職員を含む）数、約100人を算定根拠にする。

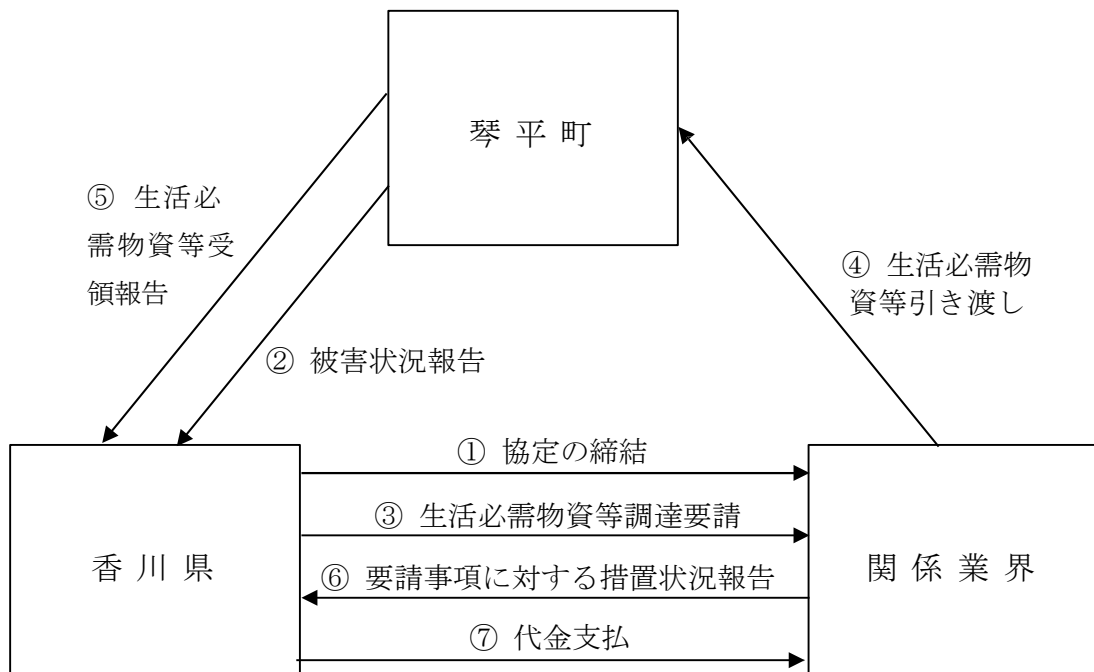
品 目	最低備蓄必要量
アルファ化米	100人×3食×3日=900食(3日分) 合計 900食
アルファ化米に使用する 水(1袋160ml)	900食÷3=300本 ※500mlで約3食分可能
飲料水(500ml)	100人×3ℓ×3日=900ℓ≒1,800本 合計1,800本
生理用品	100人×13.2%×1パック=13パック 13パック×3日分=39パック ・全職員(255人)に対する女性職員(144人)の割合56.47% ・生理期間が月7日として56.5%×7/30=13.2% ・1人1日使用数1パック(12枚入りパックを想定) ※人数はR7.12.1現在
ウェット ティッシュ	100人×1パック(3日分)=100パック
マスク	100人×3日=300枚

【資料編】11 備蓄・調達関係

品 目	最低備蓄必要量
使い捨て手袋	1箱(100枚入)
手指消毒液	次亜塩素酸ナトリウム2本(10×2)
非接触型体温計	1個
防護服	10着
簡易トイレ	4セット(男性2・女性2)
凝固剤	100人×5回(1日)×3日=1,500個
トイレテント	4張
トイレ用LEDランタン	4個
サニタリー用ポリ袋	1袋(100枚)
トイレットペーパー	1パック×3日=3パック(1パック12ロール)

(2) 生活必需物資等の調達方法

- ① 県と関係業界との間で生活必需物資等の調達に関する協定を締結(平常時)
- ② 町から県に対し被害状況報告
- ③ 県から関係業界に対し生活必需物資等の調達要請
- ④ 関係業界から町に対し生活必需物資等の引き渡し
- ⑤ 町から県に対し生活必需物資等の受領報告
- ⑥ 関係業界から県に対し要請事項に対する措置状況の報告
- ⑦ 県から関係業界へ代金の支払い



12 防災ヘリコプター関係

(1) 防災ヘリコプター用飛行場外離着陸場

令和6年4月現在

場外名	場所	所在地	座標	管轄消防本部	備考
琴平 いこいの郷	琴平町いこいの郷 公園多目的広場	琴平町五条 1029番地	N 34° 10' 34" E 133° 49' 17"	仲多度南部消防組合 消防本部	防災対応

(2) 広域航空応援受援マニュアル

第1 目的

本マニュアルは、香川県内において、大規模災害が発生した場合、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日付け消防救第61号）（以下「実施要綱」という。）及び大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目（同）（以下「実施細目」という。）に基づき広域航空応援に係る受け入れについて、迅速かつ的確に対応するための必要事項を定めるものとする。

第2 対象とする災害

本マニュアルを適用する災害は、実施要綱第3項各号に掲げる災害で、広域的な航空受援を必要とする災害とする。

第3 航空隊員等の動員計画と連絡系統

隊長（又は副隊長）は、原則として災害出動中以外の運航を除き、全ての業務飛行を中断又は中止させ、勤務を要しない隊員を含め全員を航空隊に参集させるものとする。また、運航管理委託先に対しては、運航、整備の動員計画を事前に立案させ、それに基づき運航担当者、整備担当者は参集するものとする。

第4 航空隊員の参集方法

可能な交通手段を用いて参集する。

- (1) 参集連絡を受信時、航空隊事務所到着予想時刻を連絡すること。
- (2) 参集途上における被害状況の把握に努めること。
- (3) 何らかの理由により参集できない場合は、その旨を隊長に報告し、指示を受けると。

第5 航空隊の初動体制

隊長は、災害発生入電と同時に、出動体制の準備を行うと共に、実施要綱第8項において準用する第6項に基づく要請手続について応援消防・防災航空隊を危機管理課長と調整・決定する。

隊長は、直ちに応援消防・防災航空隊に対し、受援に伴う協議調整をファックス等で行うものとする。

1 航空隊員（勤務者）の任務

- (1) 航空隊員（勤務者）は、災害の内容、規模等を考慮し航空機に必要資器材を搭載、

【資料編】12 防災ヘリコプター関係

出動準備体制を整え、準備が完了すれば隊長に報告するものとする。

(2) 格納庫及び高松空港基地内に不具合が生じ、機体の搬出ができない場合は、隊長は直ちに危機管理課長へ連絡するものとする。

(3) 出動準備内容

- ア 災害に対応する資器材の準備、搭載
- イ 個人装備品の搭載
- ウ 格納庫から機体搬出補助
- エ 受援に伴う情報提供資料の準備、発送
- オ 飛行場外離着陸場の選定

(選定条件)

- * 災害発生現場の直近で、現場指揮本部から連絡が容易な場所
- * 同時に3～4機着陸駐機が可能な場所

カ 発災消防本部等への地上支援指示

(指示内容)

- * 飛行場外離着陸場での警戒、散水
- * 飛行場外離着陸場使用に伴う関係機関への連絡
- * 離着陸ポイントにHマークの標示(直径7m)
- * 離着陸の支障とならない所に吹流しの設置
- * 発災場所の地図の準備(1/10,000)
- * 現場指揮本部との連絡手段(主運用波)の確保
- * 水利の確保等その他必要事項

2 機長の任務

(1) 担当機長は、災害発生を入電した際は、速やかに出動準備を行い隊長に報告するものとする。

(2) 出動準備内容

- ア 災害内容の確認
- イ 飛行場外離着陸場の選定
- ウ 気象状況の確認
- エ 飛行ルート決定、飛行計画の作成
- カ スポットの確保 キ その他必要事項

3 整備士の任務

(1) 担当整備士は、災害発生を入電した際は、速やかに出動準備を行い、トーイングカーで駐機スポットまで牽引、点検後隊長に報告するものとする。

(2) 出動準備内容

- ア 航空機の点検準備
- イ 飛行場外離着陸場での燃料補給体制の確保
- ウ その他必要な事項

4 運航管理の任務

運航管理担当者は、災害を入電した際は、航空機が運航に必要な情報の収集を行うとともに、関係機関との連絡調整及び燃料補給等の調整を行うものとする。

5 招集航空隊員の任務

招集の指示により参集した隊員は、隊長と協議のうえ災害の内容、規模等により支援車に必要な資器材を積載し直ちに飛行場外離着陸場へ出向し応援機受け入れ準備等を行うものとする。

第6 航空機の出動と災害状況報告及び応援航空隊正式要請等

航空隊員（勤務者）は、航空機の出動準備と要請先への情報提供が完了次第直ちに航空機で出動し、災害状況の偵察及び情報収集活動等を行った結果を以下により報告するものとする。

1 報告先

- (1) 香川県危機管理課（防災行政無線 ぼうさいかがわへり 1→ぼうさいかがわ）
- (2) 発災地現場指揮本部（消防無線 主運用波 265.75625 MHz）

2 報告内容

- (1) 災害現場を撮影した動画等
- (2) 火災発生状況及び風水害状況等
 - ア 延焼範囲
 - イ 延焼方向
 - ウ 倒壊家屋の状況 エ 土砂崩れ等の状況
 - オ 水没地区、家屋の状況
 - カ 河川、ため池の状況
- (3) 主要道路の状況等
 - ア 国道の崩壊（水没）状況
 - イ 県道の崩壊（水没）状況
 - ウ 橋りょうの崩壊（水没）状況
- (4) 海岸線の状況
 - 高潮等の状況
- (5) 石油港地等危険物施設の状況
 - ア 災害発生状況
 - イ 油等の漏洩状況
 - ウ タンク破損状況
- (6) 情報収集時の搭載資器材
 - ア ビデオカメラ
 - イ デジタルカメラ

3 応援航空隊正式要請

隊長は、偵察・情報収集活動の結果を基に、発災地現場指揮本部長（以下「指揮本部長」という。）及び危機管理課長に対し災害状況に応じた必要応援機体数を進言する。

指揮本部長は、応援消防・防災航空隊が決定後、危機管理課長を通じて消防庁長官へ要請を行う。また、自衛隊航空部隊の要請については、応援消防・防災航空隊による災害対応が難しいと判断した場合、隊長は指揮本部長及び危機管理課長に対し、自衛隊航空部隊による増強について検討協議を進言する。

第7 高松空港及び飛行場外離着陸場での応援航空機受入体制の確保

航空隊は、災害の状況報告終了後、直ちに高松空港及び飛行場外離着陸場（以下「高松空港等」という。）での応援機の受け入れ体制を確保するものとする。

- 1 航空隊は、高松空港等でのG O Pを行うとともに無線（航空波等）により航空管制を行う。

使用区分（チャンネル）			周波数	
消防・防災ヘリ	消防波		全国共通波 1	2 6 5 . 9 0 6 2 5 MHz
			全国共通波 2	2 6 5 . 2 3 1 2 5 MHz
			全国共通波 3	2 6 5 . 5 3 1 2 5 MHz
			主運用波 6（香川県）	2 6 5 . 7 5 6 2 5 MHz
	航空波	全国	航空機相互間	1 2 2 . 6 0 0 MHz
災害時飛行援助通信			1 2 3 . 4 5 MHz	
その他 関係機関ヘリ	航空波	全国	災害時飛行援助通信	1 2 3 . 4 5 MHz

- 2 高松空港等上空における航空管制については、原則として次の要領で実施する。
 - (1) 交信してきた応援機の位置、高度を確認する。
 - (2) 進入については、交信してきた順に進入させる。
 - (3) 多数機が飛来してきた場合は、あらかじめ設定したスポットに安全確保を図りながら着陸させる。

第8 応援航空隊との作戦会議

隊長は、各応援機が到着次第、各応援航空隊長等に災害状況の概要を説明するとともに、活動方針を協議するものとする。

- 1 応援航空隊として活動できる内容の確認
 - (1) 偵察、空撮
 - (2) 救出、救急、消火活動、
 - (3) 物資、人員搬送
- 2 応援航空隊の活動ローテーションの作成
- 3 燃料補給要領等の確認

第9 応援航空隊の活動

広域航空応援に係る活動の種別は、実施要綱第4項各号に定めるとおりとする。

第10 応援航空隊の活動記録実績

隊長は、各応援航空隊の活動記録実績について、適宜危機管理課長へ報告するものとする。

第11 その他

本マニュアルに記載されていない事項については、実施要綱及び実施細目に定める。

13 その他

(1) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

令和8年1月現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費（法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）とし、 1人 1日当たり 360円以内 高齢者等の要援護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第4条第1項第1号の避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とし、同条第2項の避難所を開設できる期間は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とする。	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出する費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,883,000円以内とする。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等数人以上に供与する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

【資料編】13 その他

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全半壊（焼）、流失、床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物質の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
			冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900		
	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900		
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					
福祉サービスの提供	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「災害時要配慮者」という。）（応急的処置）	1 災害時要配慮者に関する情報の把握 2 災害時要配慮者からの相談対応 3 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援 4 災害時要配慮者の避難所への誘導 ・・・消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費 5 福祉避難所の設置 ・・・消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費又は仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	知事又は災害発生市町の長からの要請を受けて行う。					

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家が半壊（燃）し、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 2 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 3 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者 	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家の被害拡大を防止するための緊急の修理 1世帯当たり 53,900円 2 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分1世帯当たり次に掲げる額以内とする。 ア イに掲げる世帯以外の世帯 739,000円 イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損壊により被害を受けた世帯 358,000円 	住家の被害拡大を防止するための緊急の修理 災害発生の日から10日以内 災害発生の日から3ヶ月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）	
学用品の給与	住宅の全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（※2）、中学校生徒（※3）及び高等学校等生徒（※4）	<ol style="list-style-type: none"> 1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当り次の金額以内 小学校児童 5,500円 中学校生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円 	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内 （文房具及び通学用品）15日以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	<ol style="list-style-type: none"> 1 体当たり 大人（12歳以上） 232,000円以内 小人（12歳未満） 185,700円以内 	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実績	災害発生の日から10日以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） <ol style="list-style-type: none"> 1 体当たり 3,700円以内 一時保存 <ol style="list-style-type: none"> 1 体当たり 5,900円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	<ol style="list-style-type: none"> 1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 福祉サービスの提供 5 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 6 死体の捜索 7 死体の処理 8 救済用物資の整理配分 	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

【資料編】13 その他

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当り 医師、歯科医師 22,500円以内 薬剤師、診療放射線技師、 臨床検査技師、臨床工学技 士及び歯科衛生士 16,100円以内 保健師、助産師、看護師、 准看護師 16,400円以内 救急救命士 15,800円以内 土木技術者、建築技術者 16,500円以内 大工 28,700円以内 左官 27,100円以内 とび職 27,000円以内	救助の実施が認められ る期間以内	1 時間外勤務手当は、日 当の額を基礎とし、県の 常勤職員との均衡を考慮 して算定した額以内。 2 旅費は、日当の額を基 礎とし、職員等の旅費に 関する条例（昭和27年香 川県条例第32号）の規定 により定められた額の範 囲内において、県の常勤 職員との均衡を考慮して 算定した額以内。

- ※1 この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。
- ※2 義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。
- ※3 義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。
- ※4 高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒

(2) 被災者生活再建支援金の概要

1 対象となる自然災害

対象災害は、自然災害によるもので、下記に該当する災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
 - ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
 - ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
 - ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
 - ⑤ ①～③の区域に隣接し、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
 - ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）
- ※④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

2 対象世帯

上記1の対象となる自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（①から④までに掲げる世帯を除く）

3 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住家の被害程度		全壊 (2①に該当)	半壊→解体 (2②に該当)	長期避難 (2③に該当)	大規模半壊 (2④に該当)
支給額	複数世帯	100万円	100万円	100万円	50万円
	単身世帯	75万円	75万円	75万円	37.5万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）（中規模半壊以外の世帯）

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借（公営以外）
支給額	複数世帯	200万円	100万円	50万円
	単身世帯	150万円	75万円	37.5万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

【資料編】13 その他

③ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）（中規模半壊世帯）

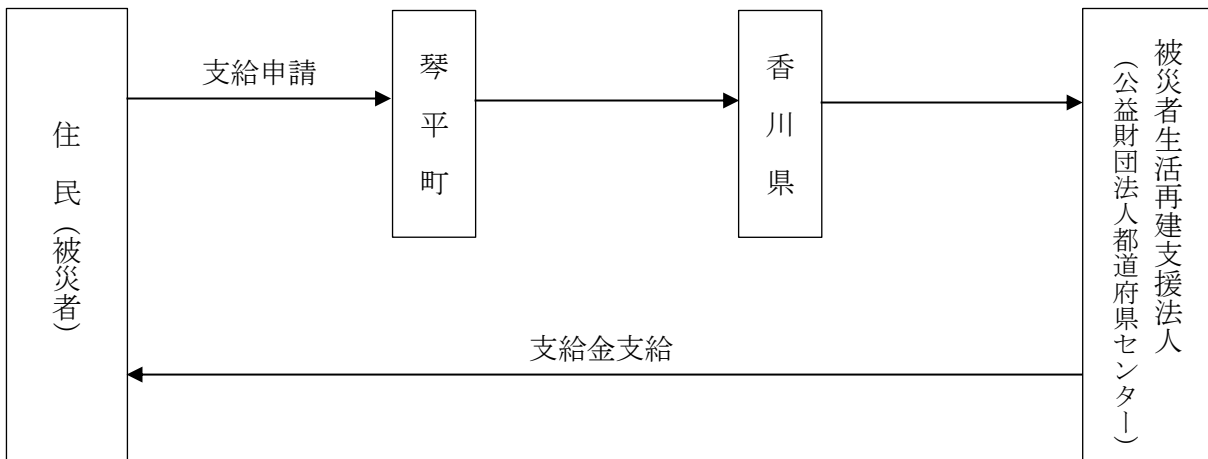
住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借（公営以外）
支給額	複数世帯	100 万円	50 万円	25 万円
	単身世帯	75 万円	37.5 万円	18.75 万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で100（又は50）万円

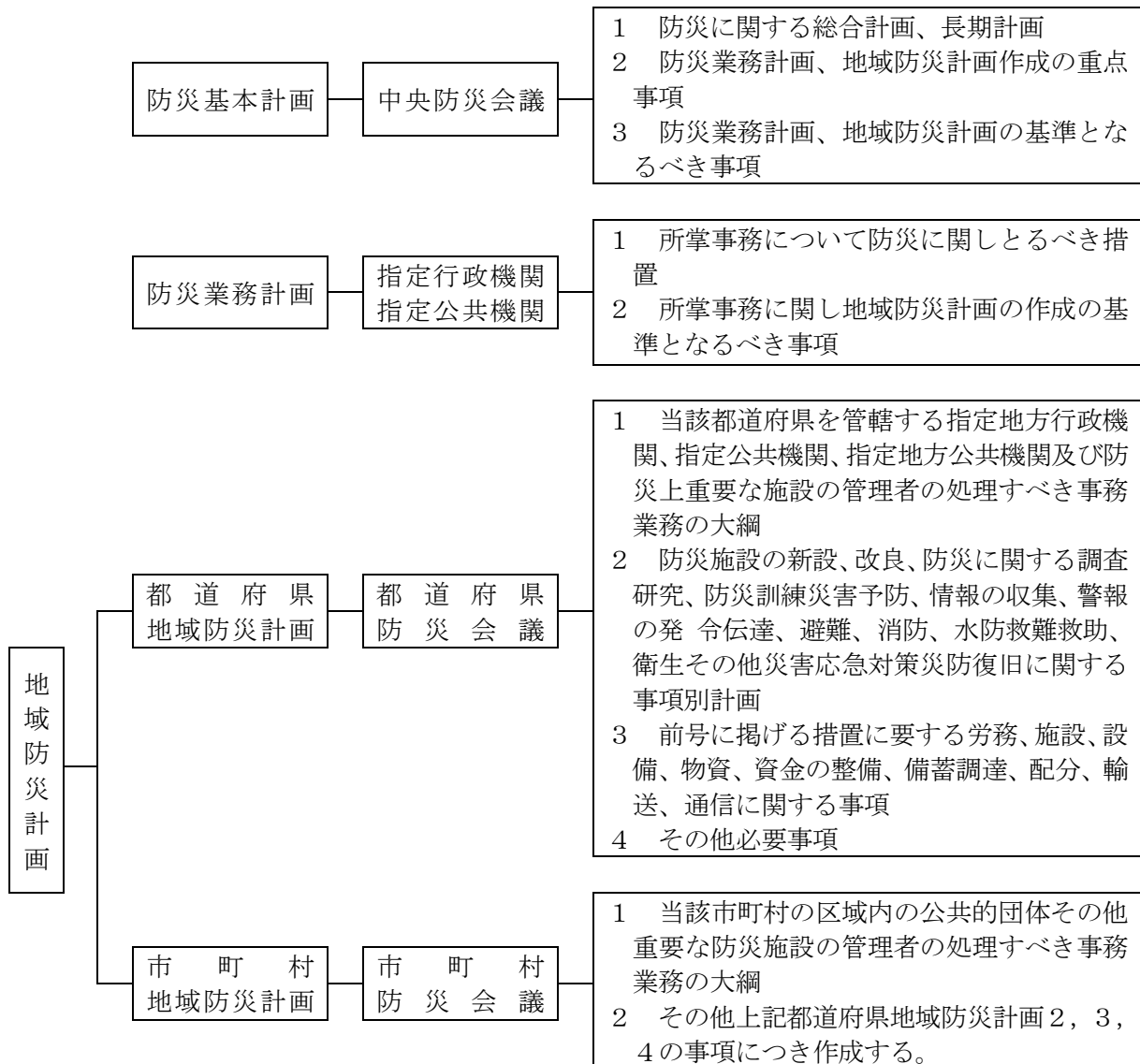
4 支援金の支給申請

- ① 申請窓口市町
- ② 申請時の添付書類
 - ア 基礎支援金
 - ・罹災証明書
 - ・住民票 等
 - イ 加算支援金
 - ・契約書（住宅の購入、賃借等） 等
- ③ 申請期間
 - ア 基礎支援金
 - 災害発生日から13月以内
 - イ 加算支援金
 - 災害発生日から37月以内

5 支援金支給の流れ



(3) 防災計画一覧表



【様式編】

1 様式第1号（被害状況報告書）

様式第1号

表 1-1 被害状況報告書

(発生経過) (市 第 報)
町

災害の原因

災害の発生日 年 月 日

災害発生場所（地域）

（令和 年 月 日 時 分 現在）
発信時刻
発信者
受信者

区分	種類	番号	件数	被害金額	摘要	
人的被害	死者	1	人			
	うち 災害関連死者	2	人			
	行方不明者	3	人			
	負傷者	重傷	4			人
		軽傷	5			人
住家被害	全壊 (流・埋没)	6	棟			
		7	世帯			
		8	人			
	半壊 (流・埋没)	9	棟			
		10	世帯			
		11	人			
	一部破損	12	棟			
		13	世帯			
		14	人			
	床上浸水	15	棟			
		16	世帯			
		17	人			
	床下浸水	18	棟			
		19	世帯			
20		人				
り 災 世 帯 数	21	世帯				
り 災 者 数	22	人				

【様式編】 1 被害状況報告書

区分	種類	番号	件数	被害金額	摘要	
非 住 家	公 共 建 物	23	棟			
	そ の 他	24	棟			
耕 地	田	流 ・ 埋	25			ha
		冠 水	26			ha
	畑	流 ・ 埋	27			ha
		冠 水	28			ha
農 畜 林 産	農 作 物	29	ha (トン)			
	家 畜 (家 き ん)	30	頭 (羽)			
	林 産 物	31	Ha (トン)			
船 舶 (漁 船)	沈 没	32	隻			
	流 出	33	隻			
	破 損	34	隻			
	分 解 等 に よ る 船	35	隻			
水 産	漁 具	36	流			
	水 産 物	37				
施 設	学 校	38	箇所			
	病 院	39	箇所			
	道 路	40	箇所			
	橋 梁	41	箇所			
	河 川	42	箇所			
	砂 防	43	箇所			
	海 岸	44	箇所			
	港 湾	45	箇所			
	漁 港	46	箇所			
	農 業 施 設	47	箇所			
	林 業 施 設	48	箇所			
	水 産 施 設	49	箇所			
	商 工 施 設	50	箇所			
	清 掃 施 設	51	箇所			

区分	種類	番号	件数	被害金額	摘要
施設		52	箇所		
その他	崖くずれ	53	箇所		
	鉄道不通	54	箇所		
	水道	55	戸		
	電話	56	回線		
	電気	57	戸		
	ガス	58	戸		
	ブロック塀等	59	箇所		
		60			
火災発生	建物	61	件		
	危険物	62	件		
	その他	63	件		
被害総額		64		千円	
今後の見通し等					
市町災害対策本部設置日時					
災害救助法発動要請日時					
避難状況					
応急活動及び救助活動状況					
応援機関等の出動状況	消防(水防)団員数 人・ その他応援者数 人				
備考	消防職員出動延人数 人・ 消防団員出動人数 人				

2 様式第2号（救助実施記録日計票）

様式第2号

表 2-1 救助実施記録日計票

救助の 種類	避	炊	水	救出	救助実施記録日計票 琴平町 責任者 班 氏名 (自治会責任者 氏名)	Ⓔ Ⓔ
	修理	学	死捜	死処		
	障	○	○	○		
	○	○	○	○		
No. (○月○日○時○分)						
員数 (世帯)						
品目 (数量金額)						
受 入 先						
払 出 先						
場 所						
方 法						
記 事						

救助実施記録日計票記入要領

- 1：各救助の種類ごとに一葉作成する。
- 2：記録票欄外のナンバー欄には、記録票作成ごとに一連番号を附するものとし、前回分を訂正する必要が生じた場合、例えばNo.10の次にNo.5の分を訂正する場合には、No.11（No.5訂正）のように記載のうえ、前回分No.5の記録票には朱で×印を附し（No.11に訂正済）とし、棄却することなくそのままナンバー順に綴っておく。なお、救助の実施種類が多い場合には、救助の種類ごとに一連番号を附し、ナンバー順に綴ってよい。
- 3：記録票欄外の救助の種類別欄の該当の救助名を○でかこみ、欄内該当欄に必要最少限度の事項を記入する。
- 4：機械、器具等が無償で借上げた場合についても、記録票を作成する。
- 5：災害救助基金より放出した場合についても、同様とする。
- 6：被服、寝具その他生活必需品の給与等で、都道府県調達分と町調達分の双方があるときは、それぞれ別個に記録票を作成する。

3 様式第3号（被災者台帳）

様式第3号

表 3-1 被災者台帳（琴平町）

世帯主	住所	番 号		方		自家 散家	住家 非住家	自家 散家			住家 非住家		
		琴平町	番地	号	アパート			全壊	全焼	流失	半壊	半焼	上床浸水 下
氏名		世帯人員		人的被害		死亡 人、重傷 人、軽傷 人							
被災年月日		年 月 日		被災場所									
被災者										備考			
	氏名	年令	続柄	性別	職業	勤務先又は 学校名（学年）	死亡	負傷名 （重、軽傷別）					
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
計													
備考													

4 様式第4号（被災証明書）

様式第4号

表 4-1 表

第 号					
被災証明書					
世帯主住所					
氏 名		世帯人員 人			
被災事項	災害の原因	水害	震火災	その他	
	被災年月日	年 月 日			
	被災場所				
	被災状況 該当事項 に○印を 附すこと	住宅	〔 自家 〕 〔 散家 〕	床上 浸水 床下 人	
世帯人員	氏名		続柄	年齢	備考
	1		世帯主		
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
備考					
前記のとおり被災したことを証明する。 年 月 日					
琴平町長				㊟	

12 様式第 12 号（災害救助法による生業資金借入申込書）

様式第 12 号

表 12-1 災害救助法による生業資金借入申込書（琴平町）

借入申込人	住所	職業
	氏名	明 大 年 月 日生 昭
保 証 人	住所	職業
	氏名	明 大 年 月 日生 昭
借 用 金 額		
借 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日	
返 還 場 所		
償 還 方 法	一時払 分割払	
被 害 例	全壊 流失	
収 入 の 状 況		
借入れを受けようとする理由及び目的		
返 還 計 画		
災害救助法による生業資金として上記のとおり借入れいたしたく申込みます。		
香川県知事	殿	年 月 日
	借入申込者	㊞
	保証人氏名	㊞

13 様式第 13 号（炊出し供与状況）

様式第 13 号

表 13-1 炊出し供与状況（琴平町）

炊出し 場所の 名 称	月 日			月 日			5 日間小計			6 日以降 小 計			合 計	実支 出額	備考
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕			
														円	
計															

(注) 「備考」欄には、給食内容を記入すること。

18 様式第 18 号（物資の供与状況）

様式第 18 号

表 18-1 物資の供与状況（琴平町）

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎と なった 世帯構 成人員	供与 月日	物資供与の品名						実支 出額	備考
				布団	毛布	作業 衣		なべ	〇〇		
		人	月日							円	
計	全壊	世帯									
	半壊	世帯									

災害救助物資として上記のとおり供与したことに相違なし

年 月 日

供与責任者
氏名

印

- (注) 1 : 住家の被害程度に、全壊（焼）、流失又は半壊（焼）、床上浸水の別を記入すること。
 2 : 受領年月日に、その世帯に対して最後に供与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 : 「物資供与の品名」欄に、数量を記入すること。

25 様式第 25 号（臨時雇上人夫勤務状況表）

様式第 25 号

表 25-1 臨時雇上人夫勤務状況表（琴平町）

住所	氏名	年令	単価	○月分			基本賃金		割増賃金		計	備考
				日	日	日数	日数	金額	時間	金額		
				日	日							
			円					円		円		
計	人			人	人							
				人	人							

上記のとおり勤務したことを証明する。

年 月 日

琴平町総務課長



- (注) 1：救助種目ごとに別冊又は別頁とすること。
 2：時間外勤務に従事させた場合は、その時間数を日別欄に記入しておくこと。
 3：必要に応じ「賃金受領」欄を設けて差しつかえないこと。
 4：適当な箇所に勤務証明の奥書をしておくこと。

26 様式第 26 号（派遣要請書）

様式第 26 号

表 26-1 派遣要請書（琴平町）

		年	月	日
香川県知事	殿			
		琴平町長		
自衛隊に対する災害派遣要請について（申出）				
このことについて、次のとおり自衛隊に派遣方をお願いします。				
記				
1 災害の状況及び派遣を要請する事由				
2 派遣を希望する時間				
	年	月	日	時から
	年	月	日	災害が終了するまで
3 派遣を希望する区域及び活動内容				
（1）派遣を希望する区域				
（2）活動内容				
4 その他参考となるべき事項				
（1）宿舎				
（2）食料				
（3）資料				

27 様式第 27 号（撤収要請書）

様式第 27 号

表 27-1 撤収要請書（琴平町）

		年	月	日
香川県知事	殿			
		琴平町長		
災害派遣部隊の撤収について（報告）				
先に申し出た〇〇〇による部隊等の〇〇作業については、その目的を達したので、次のとおり派遣部隊等の撤収についてよろしくお願いします。				
記				
撤収年月日				
	年	月	日	時

30 様式第 30 号（学位用品の給与状況）

様式第 30 号

表 30-1 学用品の給与状況（琴平町）

学校名	学年	児童 (生徒) 氏名	親権者 氏名	給与 月日	給与品の内訳						実支 出額	備考	
					教科書			その他学用品					
					国語	算数		鉛筆	ノ ー ト				
				月日								円	
計	小学校	/	人	/								円	
	中学校	/	人	/								円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者（学校長）

氏名

Ⓜ

(注) 1 : 「給与月日」欄には、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

2 : 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

琴平町地域防災計画

〔資料編〕

令和8年3月

琴平町防災会議

〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井 817-10

TEL : 0877-75-6700 (代表)

FAX : 0877-75-6731 (代表)

URL <https://www.town.kotohira.kagawa.jp/>

企画・編集 : 琴平町 企画防災課